

富山県の廃棄物

[令和3年度版]

富山県生活環境文化部環境政策課

目 次

巻頭 一般廃棄物・産業廃棄物の現状について（令和元年度実績）

I 廃棄物行政の推進

1. とやま廃棄物プランの概要

- (1) 「とやま廃棄物プラン」の推進…………… 1
- (2) 県民総参加のごみゼロ推進大運動…………… 1

II 一般廃棄物の現状及び対策

1. ごみ処理の状況及び対策

- (1) ごみ処理状況の推移…………… 5
- (2) ごみの収集及び処理状況…………… 6
 - ア. 計画処理区域の状況…………… 6
 - イ. ごみ収集の状況…………… 6
 - ウ. ごみの収集形態別収集量…………… 7
 - エ. 生活系ごみと事業系ごみの割合…………… 8
 - オ. ごみ処理の状況…………… 10
- (3) 施設整備状況…………… 11
 - ア. ごみ焼却施設…………… 11
 - イ. 粗大ごみ処理施設…………… 12
 - ウ. 廃棄物再生利用施設…………… 12
 - エ. 最終処分場（埋立処分）…………… 13
- (4) ダイオキシン類対策…………… 14
- (5) 食品ロス・食品廃棄物削減対策…………… 14
 - ア. 食品ロス・食品廃棄物の実態把握…………… 14
 - イ. 食品ロス・食品廃棄物の削減の取組み（令和2年度）…………… 16
- (6) 災害廃棄物対策…………… 18

コラム とやま食ロスゼロ作戦『フードドライブ』の取組み…………… 20

2. し尿処理の状況

- (1) し尿処理状況の推移…………… 21
- (2) し尿の収集及び処理状況…………… 21
 - ア. 計画処理区域の状況…………… 21

イ. し尿の収集形態別収集量	22
ウ. し尿の処理状況	22
(3) し尿処理施設整備状況	24
(4) 浄化槽	25
ア. 浄化槽の設置基数	25
イ. 法定検査の受検の状況	26
ウ. 法定検査（11条検査）の受検率向上の取組み	27

3. 一般廃棄物処理事業の状況

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	29
(2) 一般廃棄物処理業者	29
(3) 事業経費	30
(4) 年間1人当たりのごみ処理経費	34

コラム プラスチック資源循環法が始まります！	35
------------------------	----

III 産業廃棄物等の現状及び対策

1. 産業廃棄物に関する状況

(1) 産業廃棄物の排出量等	36
(2) 産業廃棄物の処理処分状況	38
(3) 多量排出事業者の状況	39
(4) 県外産業廃棄物の搬入状況	39
(5) PCB廃棄物の保管及び処理状況	40
ア. PCB廃棄物の保管状況	40
イ. PCB廃棄物の処理状況	40

2. 産業廃棄物処理業の許可状況

(1) 産業廃棄物処理業の許可	41
(2) 優良産業廃棄物処理業者の認定制度	41

3. 産業廃棄物処理施設の設置状況

4. 産業廃棄物等対策

(1) 監視・指導	44
(2) 不法投棄等防止対策	45
ア. 不法投棄等の現状	45

イ. 不法投棄の監視と適正処理の啓発	45
ウ. 野外焼却の監視等	45
(3) 有害使用済機器の適正処理の推進	46
(4) 産業廃棄物の排出抑制・減量化対策	46

IV リサイクル等の状況

1. リサイクル推進事業

(1) リサイクル認定事業	48
(2) とやまエコ・ストア制度	49

2. 各種リサイクル法

(1) 容器包装リサイクル法	51
(2) 家電リサイクル法	52
(3) 小型家電リサイクル法	53
(4) 建設リサイクル法	54
(5) 食品リサイクル法	55
(6) 自動車リサイクル法	55
(7) パソコンのリサイクル	55

3. 富山市エコタウン事業

(1) 第1期事業	56
(2) 第2期事業	56

4. 市町村のごみ減量化、再生利用推進事業

(1) 環境教育、啓発活動	57
(2) 住民等への助成制度	57
(3) 資源ごみ回収常設ステーションの設置	58

V 県土美化の推進

1. 県土美化推進事業の概要

(1) 県土美化推進運動	59
(2) アダプト・プログラム実施状況	60
(3) みんなできれいにせんまいけ大作戦等	61
(4) 海岸漂着物対策の推進	63
ア. 海岸漂着物対策	63
イ. ごみ拾い SNS アプリ「ピリカ」の活用による清掃活動の促進	64

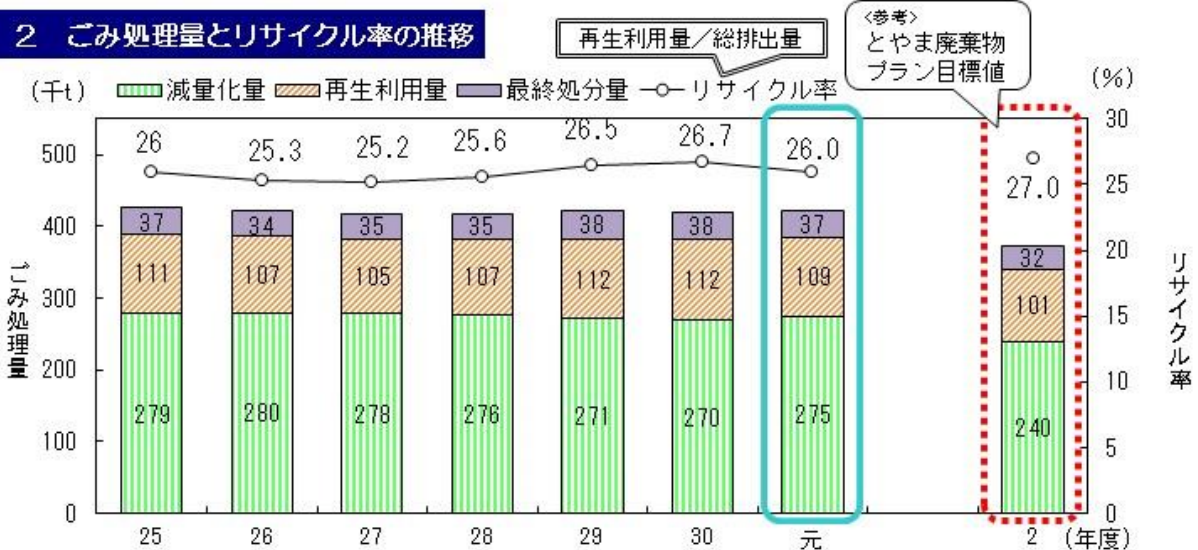
ウ. スポーツごみ拾い（スポ GOMI）デモ大会の開催	64
コラム 「スポ GOMI」の普及	65
【資料編】	66
【参考資料】	
1. 市町村担当課	103
2. 一部事務組合	103
3. 一部事務組合の構成市町村	104
4. ごみ処理施設	
(1) ごみ焼却施設	106
(2) 粗大ごみ処理施設	108
(3) 廃棄物再生利用施設	110
(4) 最終処分場（埋立処分）	112
5. し尿処理施設	116
6. コミュニティ・プラント	119
7. 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類	120
8. 富山県産業廃棄物適正処理指導要綱の概要	121

一般廃棄物の現状について（令和元年度実績）

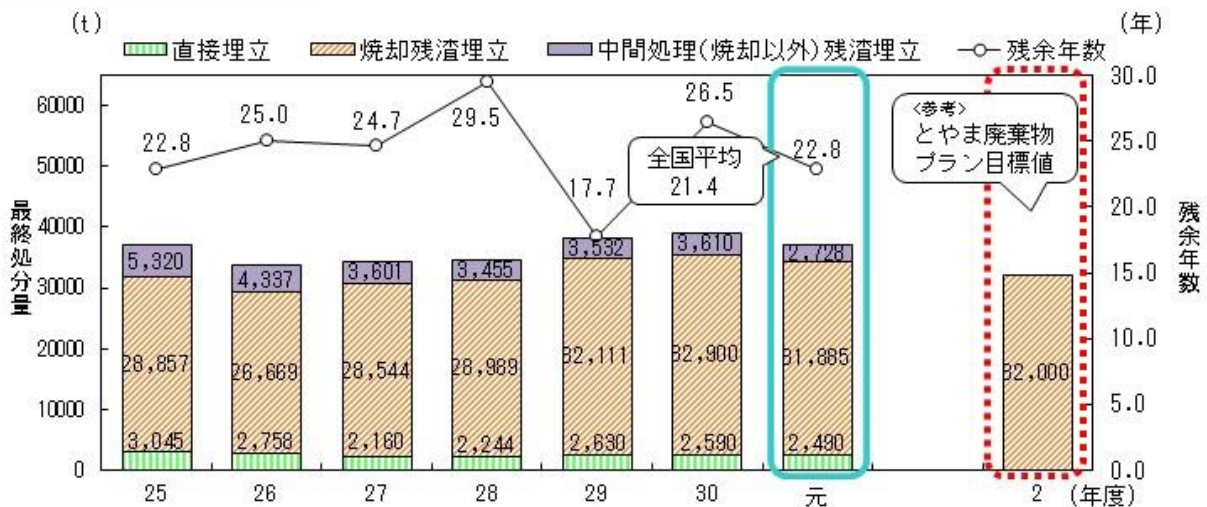
1 ごみ総排出量と1人1日当たり排出量の推移



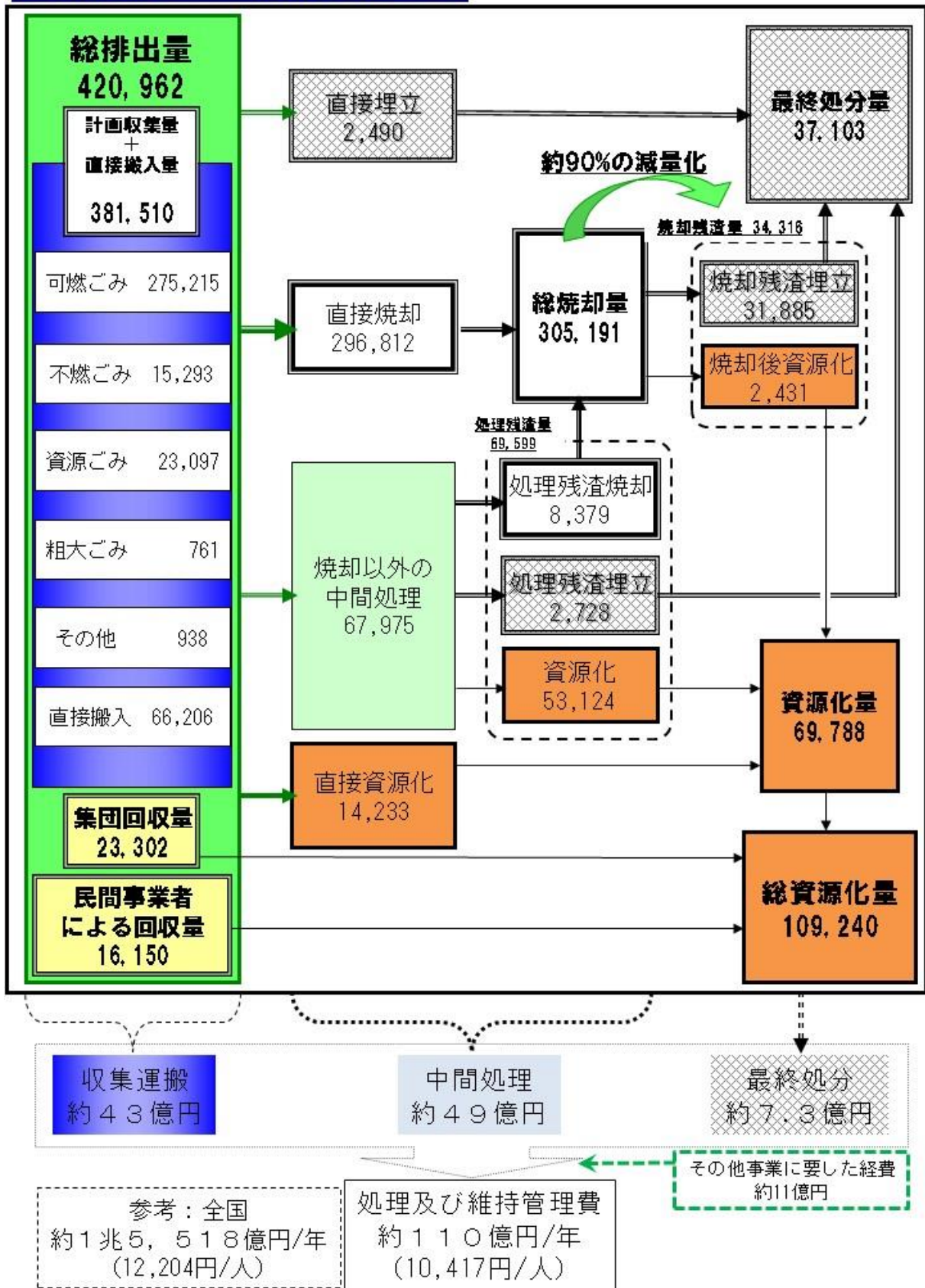
2 ごみ処理量とリサイクル率の推移



3 最終処分量の推移

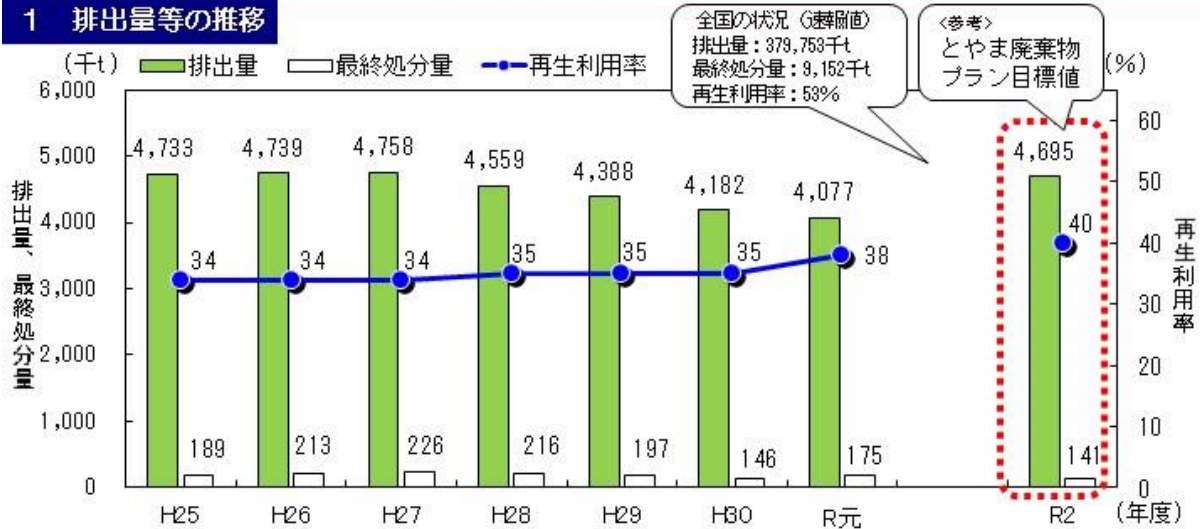


4 令和元年度一般廃棄物処理状況 (単位: t)

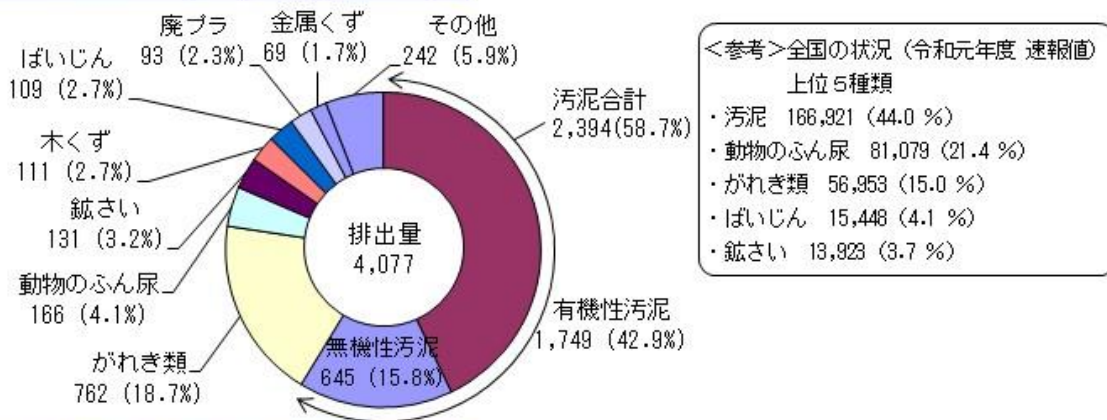


産業廃棄物の現状について（令和元年度実績）

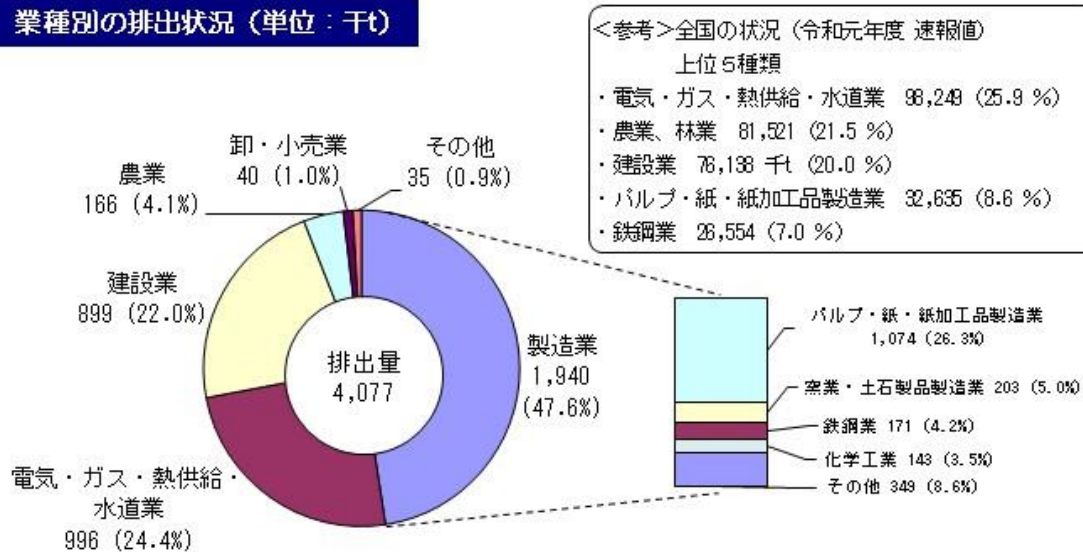
1 排出量等の推移



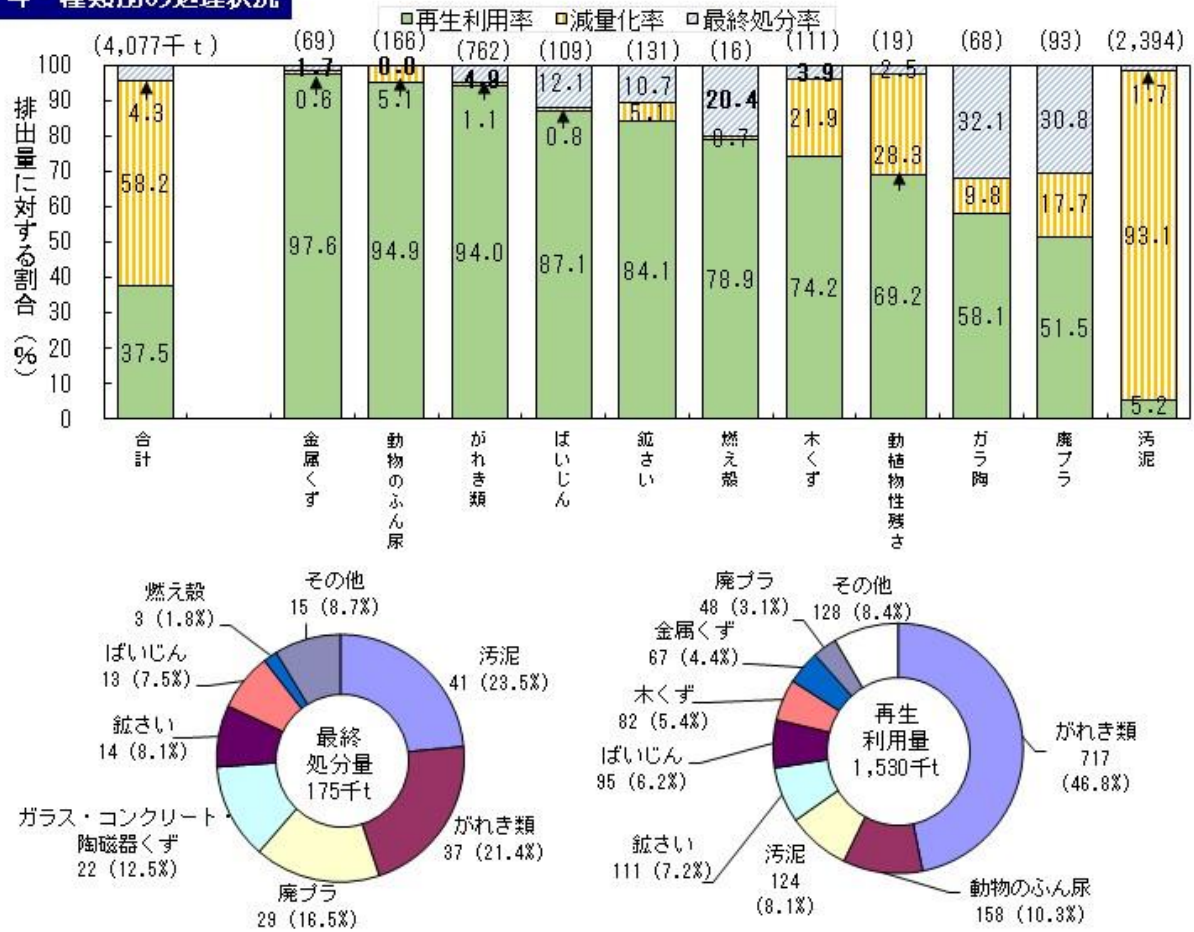
2 種類別の排出状況（単位：千t）



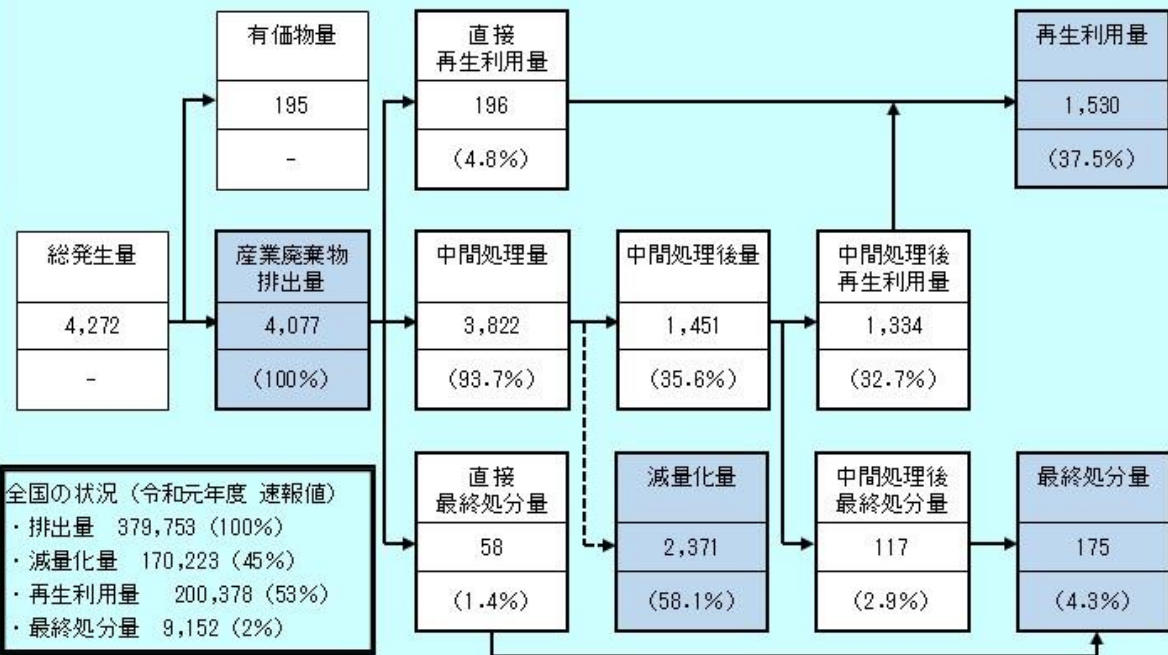
3 業種別の排出状況（単位：千t）



4 種類別の処理状況



5 令和元年度産業廃棄物処理状況 (単位：千t)



I 廃棄物行政の推進

1. とやま廃棄物プランの概要

(1) 「とやま廃棄物プラン」の推進

廃棄物の排出抑制及び循環的利用を総合的かつ計画的に推進し、循環型社会を構築するため、「ごみゼロ・プラン」と「産業廃棄物処理計画」を統合し、平成15年3月に「とやま廃棄物プラン」を策定し、24年3月、28年9月に計画の改定を行った。

これまでの取組みにより、一般廃棄物の再生利用率の向上、産業廃棄物の排出量及び最終処分量の削減など、一定の効果が見られた。

一方で、県内の一般廃棄物の排出量の削減が進んでいないことや産業廃棄物の再生利用率が伸び悩んでいることなどの課題が残されている。また、国において30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されたほか、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されるなど、廃棄物を取り巻く状況も大きく変化している。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、日常的なマスクの使用をはじめ、事業活動への在宅勤務の導入など、社会生活に大きな変化がみられる。

このような状況を踏まえ、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理をより一層推進するとともに、地球温暖化や災害廃棄物などの課題にも対応するため、3年3月に第4期「とやま廃棄物プラン」を策定した。

本プランは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく法定計画であり、国の廃棄物処理基本方針に沿って策定したもので、一般廃棄物と産業廃棄物を対象としてこれらの排出抑制及び循環的利用に関する具体的な数値目標を掲げるとともに、目標達成に向けた施策や県民、事業者、行政の役割分担を明らかにしている。

今後とも、本プランに基づき富山県の実情に応じた富山県らしい循環型社会づくりのために、プラスチック類の資源循環の推進、食品ロス・食品廃棄物の削減、災害廃棄物対策、各主体が連携した廃棄物の3Rの推進など、県民、事業者、行政等が一体となった取組みを一層推進し、SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた地域づくりを進めることとしている。

とやま廃棄物プランの概要及び評価指標は表1-1及び表1-2のとおりである。

(2) 県民総参加のごみゼロ推進大運動

県民総参加で循環型社会の構築を図るため、県民団体、事業者団体、報道機関、行政機関など115団体で構成する「環境とやま県民会議」を中心として、廃棄物の発生抑制や循環的利用及び適正処理に取り組む「ごみゼロ推進大運動」を展開するとともに、「ごみゼロ推進県民大会」をWEB開催した。

表 1-1 とやま廃棄物プランの概要

趣旨 位置づけ	① 県民、事業者、行政が一体となって循環型社会づくりに向けた取組みを進めるための計画 ② 廃棄物処理法第5条の5第1項の規定や国の基本方針に基づいて定める計画 ③ 県の総合計画や環境基本計画、市町村の一般廃棄物処理計画等と連携した計画												
計画期間	令和3～7年度の5年間												
目指す姿と 施策の方向性	● 目指すべき循環型社会の姿 ☆ SDGsの達成に向けて、資源効率性の高い社会を構築 ☆ デジタル技術や再生可能エネルギーを活用したより高度な循環型社会を形成 ☆ 感染症や災害の発生時にも廃棄物処理事業が継続される社会 ● 計画の目標（令和7年度） <一般廃棄物> <table border="1" data-bbox="384 768 826 958"> <tr> <td>排出量</td> <td>374千t [29年度比▲11%]</td> </tr> <tr> <td>循環利用率</td> <td>28%に増加</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>32千t [29年度比▲17%]</td> </tr> </table> <産業廃棄物> <table border="1" data-bbox="874 768 1316 974"> <tr> <td>排出量</td> <td>4,228千t [29年度比▲4%]</td> </tr> <tr> <td>循環利用率</td> <td>36%に増加</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>138千t [29年度比▲30%]</td> </tr> </table>	排出量	374千t [29年度比▲11%]	循環利用率	28%に増加	最終処分量	32千t [29年度比▲17%]	排出量	4,228千t [29年度比▲4%]	循環利用率	36%に増加	最終処分量	138千t [29年度比▲30%]
排出量	374千t [29年度比▲11%]												
循環利用率	28%に増加												
最終処分量	32千t [29年度比▲17%]												
排出量	4,228千t [29年度比▲4%]												
循環利用率	36%に増加												
最終処分量	138千t [29年度比▲30%]												
施策の基本的 方向性と 推進施策	① 新たな課題の解決に向けた重点的取組み プラスチック類の資源循環の推進、食品ロス・食品廃棄物の削減、感染症対策・災害廃棄物対策の推進 ② 循環型社会の実現に向けた3Rの推進 リユース等の普及拡大、資源回収の仕組みづくりなど ③ 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進 廃棄物処理体制の整備の推進、不適正処理防止対策など ④ 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進 SDGs達成や3Rの視点を踏まえた環境教育の推進など ⑤ 脱炭素社会づくりの推進と次世代環境産業の創出 廃棄物処理施設の省エネ化や再生可能エネルギーの導入、IoT・AI技術等の活用など												
計画の 進行管理	廃プラスチック類の最終処分率、エコ・ステーションの認定数、食品ロス削減の取組みなど20項目の評価指標を設定し、進行管理を実施												

表1-2 とやま廃棄物プランの進捗を評価する指標

(1) 新たな課題の解決に向けた重点的取組み

指標	定義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
マイバッグ持参率	とやまエコ・ストア登録店でマイバッグを利用して消費者が買い物を行う率	95% (R元年度)	95% [現状維持]
食品ロス削減のための取組みを行っている人の割合	食品ロスの問題を認知し、削減に向けて何らかの取組みを行っている人の割合	80.9% (R元年度)	85%以上
県民1人1日当たりの食品ロス発生量	県内の家庭・事業所から発生した、県民1人1日当たりの食品ロスの量	約110g (H28年度)	2030年までの半減を目指して減少させる
廃プラスチック類の最終処分率	再資源化等が行われずに最終処分される産業廃棄物の廃プラスチック類の割合	32.7% (H30年度)	30%以下 [▲3%]

(2) 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

指標	定義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
家庭系ごみの排出量	県民が1人1日当たり排出する家庭系ごみ(家庭から排出されたごみから、資源ごみや集団回収されたごみを除いたもの)の量	536g (H30年度)	466g 〔H29年度比〕 ▲13%
産業廃棄物多量排出事業者の排出量	産業廃棄物を年間1,000t以上排出する事業者(多量排出事業者)の排出量	3,525千t (H30年度)	3,500千t [現状以下]
容器包装廃棄物の分別収集量	市町村が行うガラスびん、PETボトル、紙製容器包装廃棄物、プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量	21,145t (H30年度)	20,028t (R6年度)
集団回収量	PTA、婦人会等が実施する県民1人当たりの新聞、雑誌等の集団回収量	24kg/人 (H30年度)	24kg/人 [現状維持]
使用済小型家電製品の回収量	市町村が実施する使用済小型家電の年間回収量	756t (H30年度)	1,000t
リサイクル認定製品数	富山県リサイクル認定制度に基づく認定リサイクル製品の数	55製品	55製品 [現状維持]
環境物品等調達率	グリーン購入調達方針に基づく県の特定調達品目の環境物品等調達率	97.3% (R元年度)	100%

(3) 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進

指標	定義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
不法投棄件数	県及び市町村が把握した家庭ごみ、事業系ごみの不法投棄の件数	62件 (R元年度)	50件 [▲20%]
電子マニフェスト加入件数	県内の排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の電子マニフェストの加入事業所数	1,730件 (R元年度)	2,400件
高濃度PCB廃棄物の処理率	高濃度のPCBを含む変圧器(トランス)、コンデンサ、安定器の中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)北海道事業所での処理率	変圧器:89% コンデンサ:60% 安定器:84% (R元年度)	100% [処理完了]

(4) 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進

指 標	定 義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
エコ・ステーションの認定数	富山県認定エコ・ステーション(資源物の回収拠点)に認定された施設数	66施設	71施設
とやまエコ・ストア制度の登録数	とやまエコ・ストア制度に登録された店舗数	1,074店舗・6商店街	1,100店舗 [現状維持]

(5) 脱炭素社会づくりの推進と次世代環境産業の創出

指 標	定 義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
ごみ発電施設で処理されたごみの割合	焼却されたごみのうち、発電設備が設置された焼却施設で処理されたものの割合	80% (H30年度)	80% [現状維持]
廃棄物エネルギー導入・低炭素化 施設数	廃棄物由来の熱回収施設及び燃料(ペレット等)製造施設の数	25施設 (R元年度)	30施設 [+20%]
産業廃棄物優良認定業者数	優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づき、県知事又は富山市長が認定する県内の産業廃棄物優良認定業者の数	収集運搬:13件 処 分:15件 (R元年度)	収集運搬:20件 処 分:20件 [+40%]
産業廃棄物の処理施設の新規設置数	新たに設置される循環型社会形成に資する産業廃棄物の処理施設の施設数	—	15施設 (累計)

Ⅱ 一般廃棄物の現状及び対策

1. ごみ処理の状況及び対策

(1) ごみ処理状況の推移

近年、経済の低成長が続くとともに省資源・省エネルギーが進むなか、廃棄物については、量的には横ばいの状況であるが、生活水準の向上や産業活動の高度化に伴って、質的には、多種・多様になってきている。

これらの廃棄物は、日常生活によって生じる家庭からのごみやし尿などの一般廃棄物と工場などの事業活動によって生じる汚泥、がれき類、木くず、鉋さいなどの産業廃棄物に大別される。

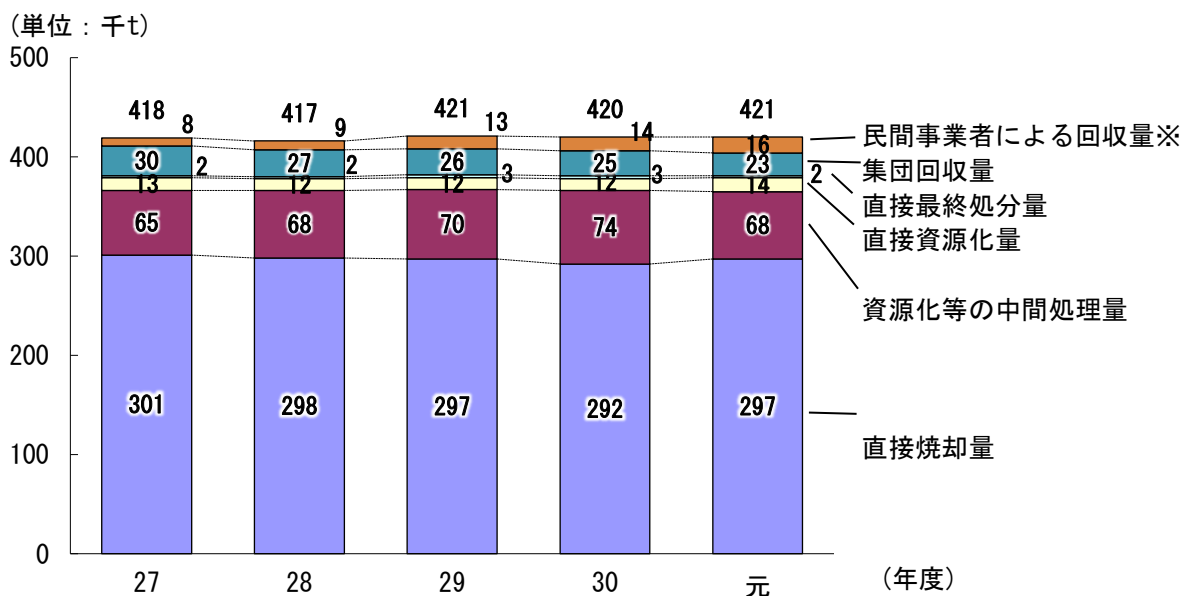
一般廃棄物については、市町村が処理計画を策定し、計画的に収集し、処理することとなっている。

ごみ焼却施設やし尿処理施設の整備については、更新時期を迎えつつある中、既存の施設を有効利用する観点から、施設の長寿命化を図ることが進められている。また、ごみ処理に合わせて、高効率な発電や温水プールでの余熱利用などのエネルギーの有効利用、金属回収や肥料化などの再資源化も進められている。

県内のごみ処理状況の推移は図 2-1 のとおりであり、令和元年度のごみ処理量は 42 万 1 千 t となっている。

県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は表 2-1 のとおりであり、元年度で 1,046 g (少ない方からの順位で見ると全国 47 位、元年度の全国平均は 918 g) となっている。

全国平均を上回っている主な要因としては、平成 23 年度以降、県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、県等において一般廃棄物処分業者による資源化量及び民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えていることが挙げられる。また、県民 1 人当たりの資源ごみの集団回収量が全国的に見て多い(富山県 60 g、全国平均 41 g) ことも要因の一つとなっている。



※ 県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、23年度（第2期計画の計画始期）から民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えている。

※ 四捨五入により、合計は一致しない場合がある。

図 2-1 ごみ処理状況の推移

表 2-1 1人1日当たりのごみ排出量の推移

(単位：g/人日)

年度	27	28	29	30	元
富山県※	1,038	1,039	1,044	1,045	1,046
	(1,059)	(1,062)	(1,078)	(1,082)	(1,088)
全国	939	925	920	918	918

※上段：(計画収集量+直接搬入量+集团回収量)÷総人口÷365 (又は 366)

下段：(計画収集量+直接搬入量+集团回収量+民間事業者による回収量)÷総人口÷365 (又は 366)

(2) ごみの収集及び処理状況

ア. 計画処理区域の状況

県内の計画処理区域人口は廃棄物処理法の改正により、平成4年度から市町村の全域が計画処理区域となったため、総人口が計画処理区域内人口となり、令和元年度では、106万人であった。

イ. ごみ収集の状況

ごみ収集については、全市町村で実施されており、計画収集人口は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみとも総人口の106万人となっている。

<分別収集の状況>

分別収集は全市町村で実施しており、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどの分別を行っている。

・可燃ごみ

収集は、全市町村で週2～3回実施しており、全市町村でステーション方式を採用している。

・不燃ごみ

収集は、全市町村で実施しており、全市町村でステーション方式を採用している。

乾電池、蛍光灯等の水銀を含む廃棄物については、分別収集・一時保管等地域の実情に応じた措置がとられている。なお、ボタン型電池及びリチウムイオン二次電池については、国・県からの要請に基づき関係業界による回収が行われている。

・資源ごみ

収集は、全市町村で実施している。

・粗大ごみ

粗大ごみとしての収集は、7市町で実施している。

収集方式は5市町でステーション方式、2市町で各戸収集等を採用している。

ウ. ごみの収集形態別収集量

元年度におけるごみの収集量は約31万5千tで、これを収集形態別に見ると表2-2のとおり、市町村直営によるものが約6万t（19.0%）、委託業者によるものが約17万2千t（54.4%）、許可業者によるものが約8万4千t（26.5%）である。

また、事業者等が処理施設に自ら持ち込む直接搬入ごみは、約6万6千tである。

なお、県内のごみの収集形態別及び種類別収集量の推移は図2-2、図2-3のとおりである。

表2-2 ごみの収集形態別収集量（元年度）

（単位：t/年）

収集形態	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他	計	直接搬入 ごみ	
収集総量	275,215	15,293	23,097	761	938	315,304	66,206	
内 訳	直 営	50,548	2,949	5,638	0	912	60,047	—
	委 託	142,514	10,987	17,397	643	26	171,567	—
	許 可	82,153	1,357	62	118	0	83,690	—
自家処理量	0							

(単位：千t)

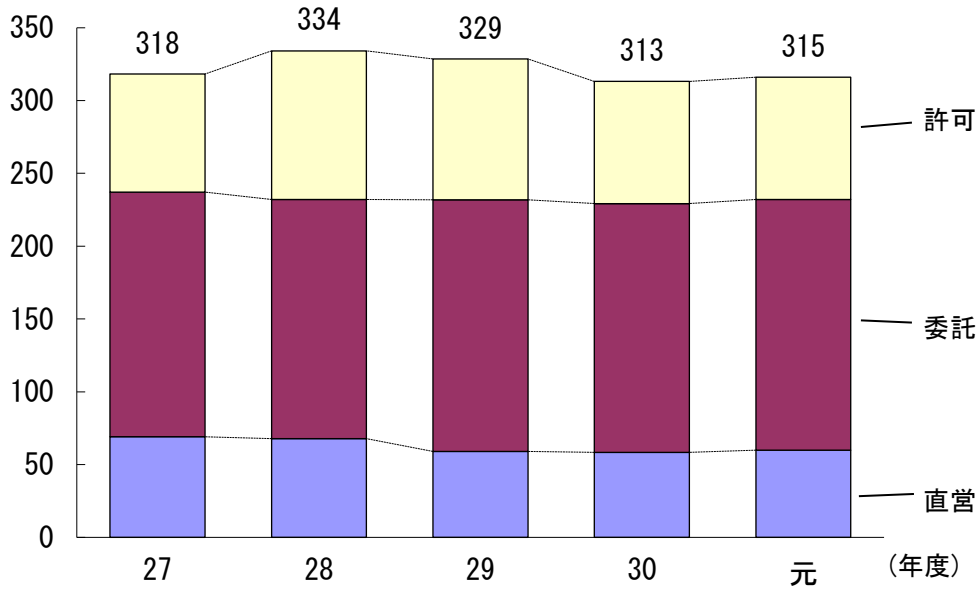


図 2-2 ごみの収集形態別収集量

(単位：千t)

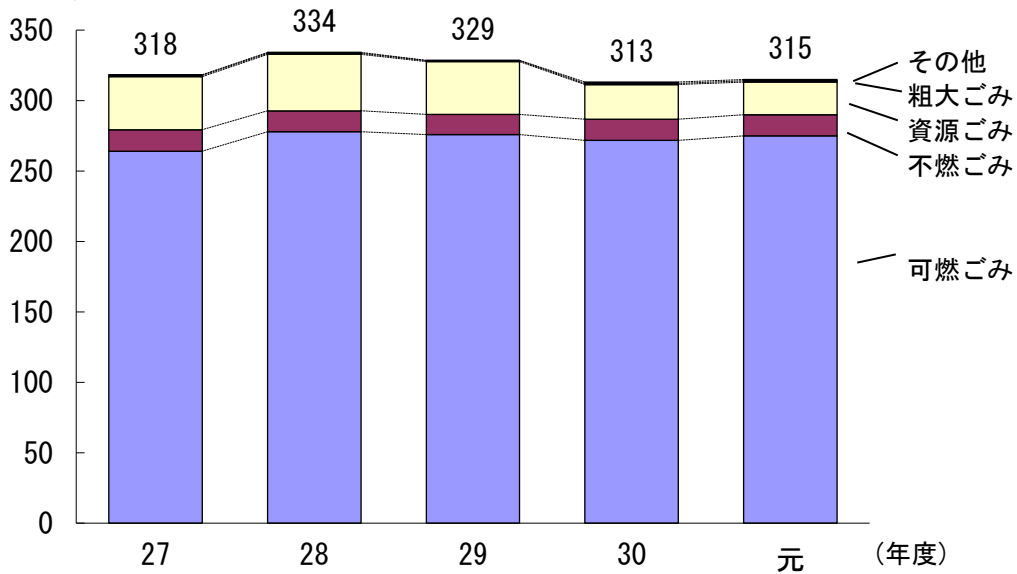


図 2-3 ごみの種類別収集量

エ. 生活系ごみと事業系ごみの割合

一般廃棄物のうち、オフィスで発生する紙くずなどの事業系ごみについては、主に許可業者により収集されている。元年度における事業系ごみの排出量は、図 2-4 のとおり約 14 万 t とごみ総排出量（民間事業者による回収量を含む。）の 33.2% を占めている。

また、ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合の推移は図 2-5 のとおりである。生活系ごみの減少は集団回収・可燃ごみの減少によるもの、事業系ごみの減少は資源ごみの減少によるものが主な要因である。

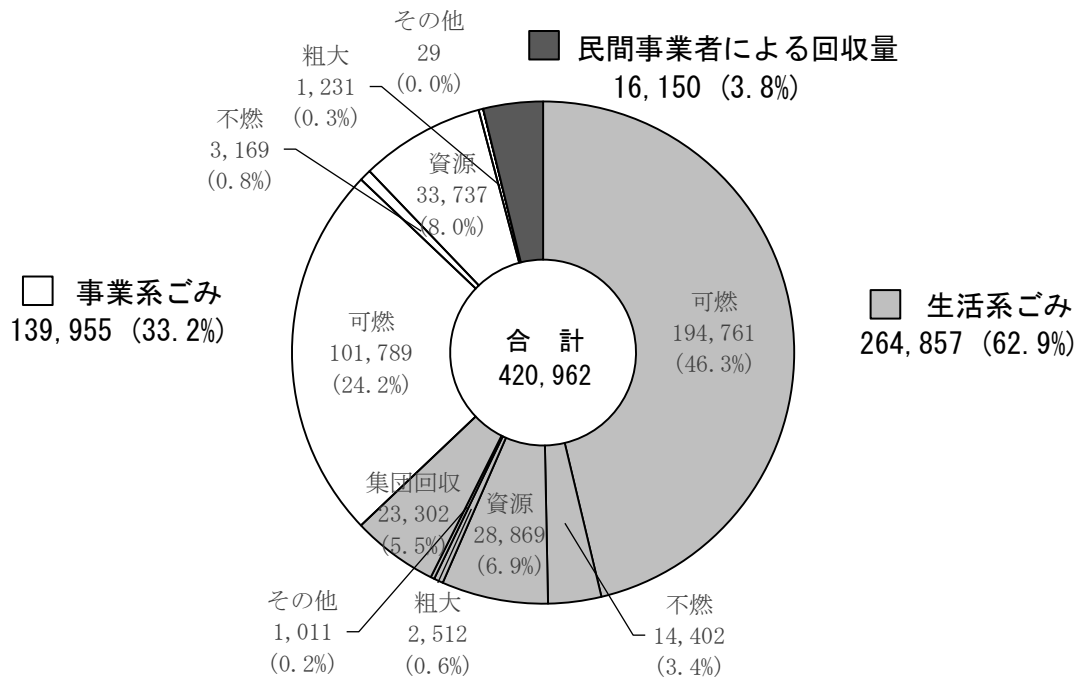
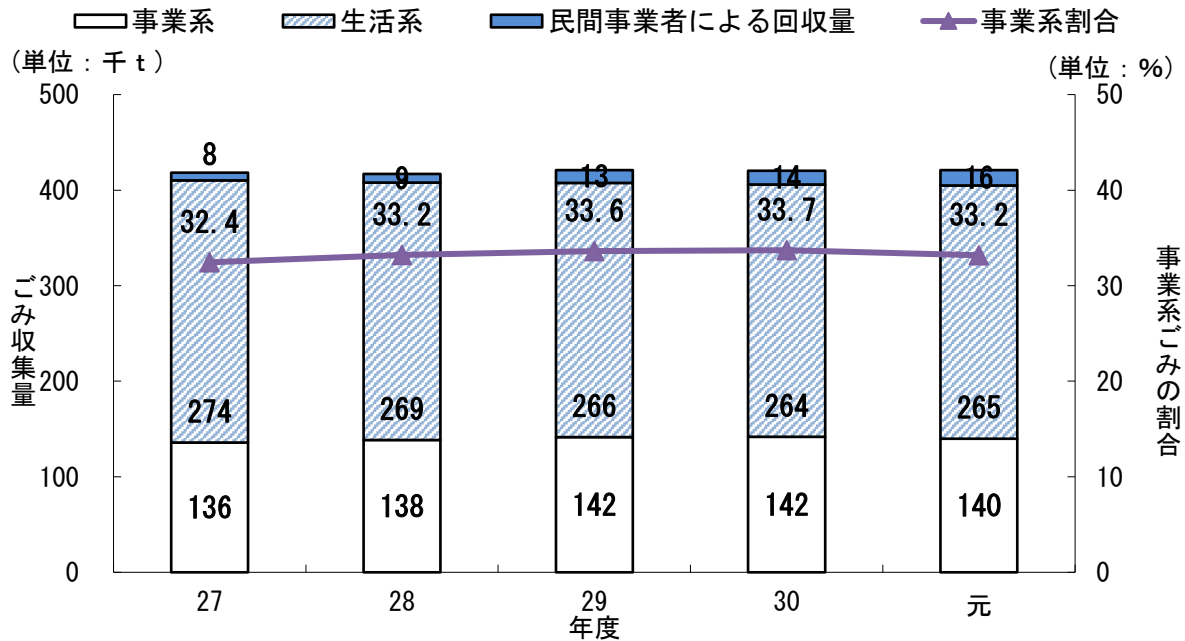


図 2-4 生活系ごみと事業系ごみの割合 (元年度) (単位 : t)

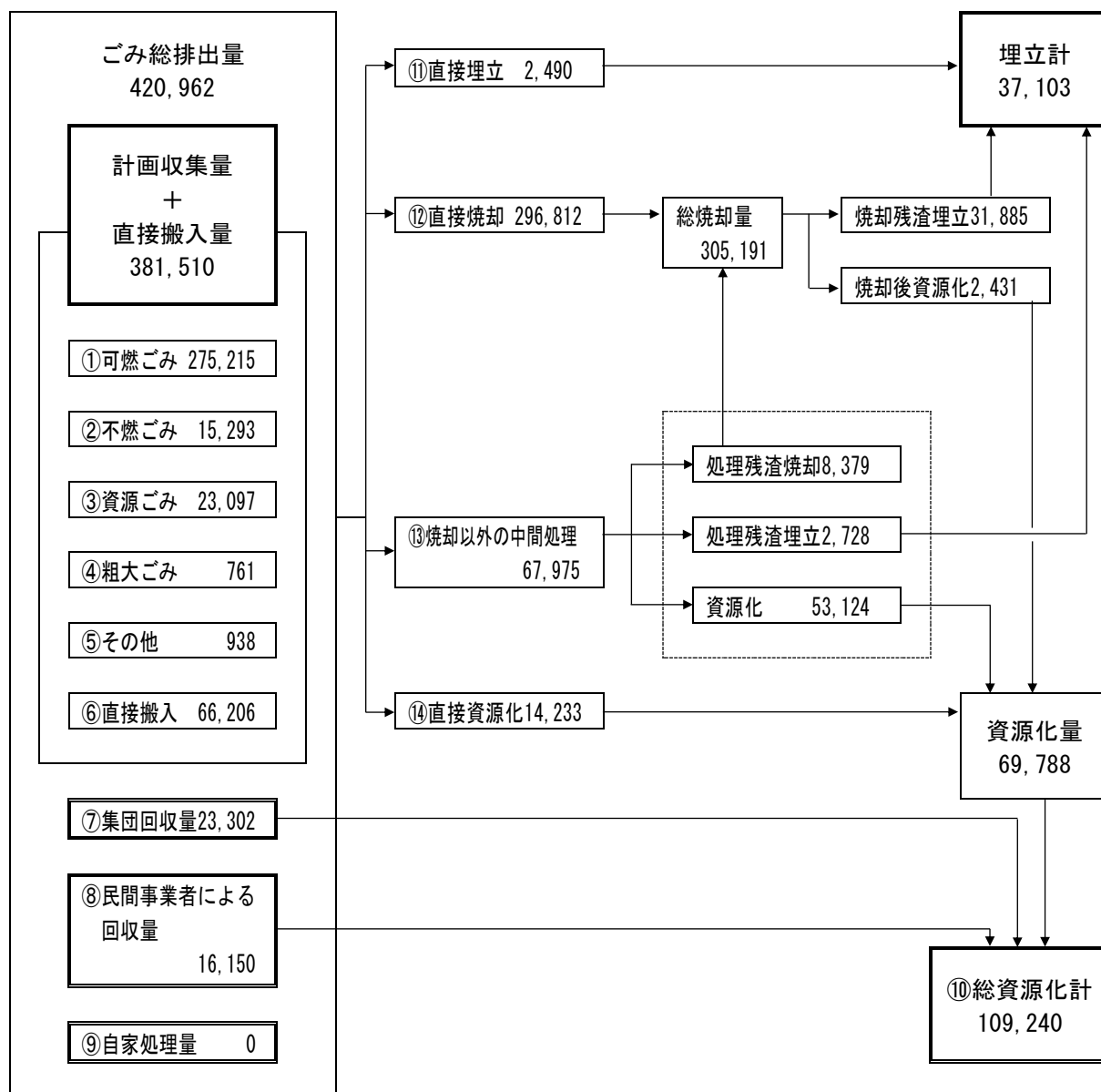


※集団回収は生活系ごみに分類

図 2-5 ごみ収集量と事業系ごみの割合の推移

オ. ごみ処理の状況

元年度におけるごみの処理状況は、図 2-6、表 2-3 のとおりで、リサイクル率（再生利用率）の推移は表 2-4 のとおりである。



計画収集人口	1,057,439 人
自家処理人口	0 人
総人口	1,057,439 人

- ごみ総排出量：①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=420,962 t /年
- ごみ処理量：⑪+⑫+⑬+⑭=381,510 t /年
- リサイクル率：総資源化量 (⑩) / (ごみ処理量+集団回収量+民間事業者による回収量) (⑪+⑫+⑬+⑭+⑦+⑧) =26.0 %

図 2-6 元年度ごみ処理状況（単位：t）

表 2-3 元年度ごみ処理状況

ごみ処理量	焼却等による減量化量	埋立量	資源化量	集団回収量	民間事業者による回収量
				総資源化量	
				109,240t <リサイクル率 26.0%>	

表 2-4 リサイクル率（再生利用率）の推移

年 度	27	28	29	30	元
富山県※	25.2	25.6	26.5	26.7	26.0
全 国	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6

※県内の状況を反映させるため、本県の数値は民間事業者による回収量を含めている。

(3) 施設整備状況

ア. ごみ焼却施設

県内におけるごみ焼却施設の整備状況は、表 2-5 及び図 2-7 のとおり 5 施設となっており、稼働中の焼却施設の能力は県内全体で 1,458.6 t/日であり、市町村等が収集したものと直接搬入された可燃物（平均 811t/日）を処理している。

型式については、准連続炉が 1 施設、全連続炉が 4 施設であり、型式別の処理能力の合計は、准連続炉 174 t/日、全連続炉 1,284.6 t/日となっている。

表 2-5 ごみ焼却施設整備状況

(3年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型 式	能力 (t/日)	発電能力 (kW)
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	クリーンセンター	全連続	810 (24時間)	20,000
高 岡	高岡地区広域圏事務組合 (高岡市、氷見市、小矢部市)	高岡広域 エコ・クリーンセンター	全連続	255 (24時間)	4,600
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	エコぼ〜と	准連続	174 (16時間)	—
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンター と な み	全連続	81.6 (24時間)	—
	射水市	クリーンピア射水	全連続	138 (24時間)	1,470
計		5 施設	—	1,458.6	—

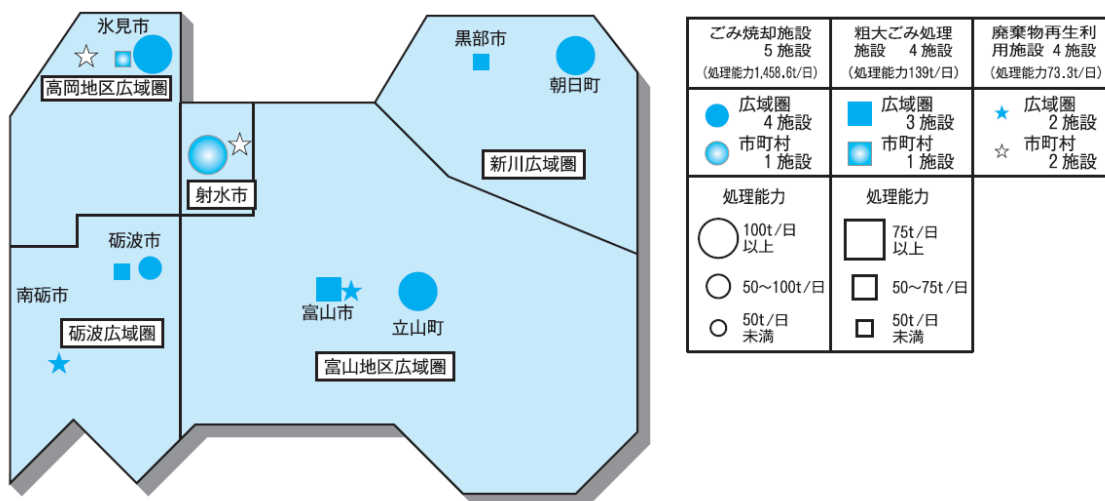


図 2-7 ごみ処理施設の状況

イ. 粗大ごみ処理施設

県内における粗大ごみ処理施設の整備状況は、表 2-6 及び図 2-7 のとおりで、収集された不燃ごみ等について破碎や圧縮等の処理を行っている。これら 4 施設の 1 日当たりの処理能力は 139 t である。

表 2-6 粗大ごみ処理施設整備状況

(3年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 (t/日)
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	70
高岡	氷見市	氷見市不燃物処理センター	破碎・選別	20
新川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	宮沢清掃センター	破碎・選別・圧縮	40
砺波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンター と な み 粗大ごみ処理プラント	破碎・選別	9
計		4施設		139

ウ. 廃棄物再生利用施設

県内における廃棄物再生利用施設の整備状況は、表 2-7 及び図 2-7 のとおり 4 施設であり、1 日当たり処理能力は 73.3 t である。

表 2-7 廃棄物再生利用施設整備状況

(3年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 (t/日)
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	40.6
高岡	氷見市	氷見市リサイクルプラザ	選別・圧縮	16
砺波	砺波広域圏事務組合 (南砺市)	南砺リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	8
	射水市	ミライクル館(処理棟)	破碎・選別・圧縮	8.74
計		4施設		73.3

エ. 最終処分場(埋立処分)

県内における最終処分場の整備状況は、表 2-8 のとおり 11 施設であり、施設規模は総面積 631 千 m²、埋立面積 185 千 m²、埋立容量 206 万 m³ となっている。

埋立残余容量は 474,577m³ であり、2 年度のごみ埋立量 24,857m³ から推定すると 2 年度末で約 19.1 年の残余年数がある。(全国では元年度末で 21.4 年間)

表 2-8 最終処分場施設整備状況

(3年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	全体面積 (m ²)	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
富山	富山市	山本最終処分場	76,400	43,000	555,000	85,030
高岡	高岡市	埋立処分場(B地区)	234,800 [※]	25,000	259,000	8,900
		埋立処分場(D地区)		12,900	115,000	67,600
	氷見市	不燃物処理センター	24,090	13,200	170,000	54,816
	小矢部市	不燃物処理場	23,900	17,900	135,000	69,592
新川	新川広域圏事務組合	新川一般廃棄物最終処分場	27,000	12,000	165,262	94,293
		宮沢清掃センター一般廃棄物最終処分場	31,558	20,990	234,939	0
		宮沢清掃センター新最終処分場	45,239	3,300	54,000	47,338
砺波	砺波広域圏事務組合	クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場	77,651	10,500	57,000	9,306
		南砺リサイクルセンター埋立地	19,295	3,180	31,800	0
	射水市	野手埋立処分所	71,000	22,900	280,000	37,702
計		11施設	630,933	184,870	2,057,001	474,577

※ A、B、C、D地区の合計(A、C地区は埋立終了)

(4) ダイオキシン類対策

2年度の県内のごみ焼却施設（市町村等設置の5施設）におけるダイオキシン類排出濃度の調査結果は表2-9のとおりであり、すべての施設で大気排出基準を下回っていた。

表2-9 ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度調査結果（2年度）

施設名称	排出濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	大気排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	0	0.1
高岡地区広域圏事務組合 高岡広域エコ・クリーンセンター	0.000049～0.000055	1
新川広域圏事務組合 エコぽ～と	0.014～0.029	5
砺波広域圏事務組合 クリーンセンターとなみ	0.071～0.078	5
射水市 クリーンピア射水	0.0030～0.0098	5

(5) 食品ロス・食品廃棄物削減対策

「富山物質循環フレームワーク」で取組みの具体例として食品ロス・食品廃棄物対策が挙げられたことを踏まえ、有識者、事業者・消費者の関係団体、市町村等で構成する富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議を設置し、「3015（さんまるいちご）運動*」など、削減に向けた全県的な運動を推進している。

※立山の標高3015mにちなみ、「30」と「15」をキーワードにした富山型の食品ロス削減運動
食べきり3015：開宴後30分と終了前15分に自席で料理を楽しむ時間を設定し、料理を食べきる。
使いきり3015：毎月30日と15日に冷蔵庫等をチェックし、必要な分だけ購入して食材を使いきる。

ア. 食品ロス・食品廃棄物の実態把握

1) 家庭系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査（組成調査、アンケート調査）

i. 可燃ごみの組成調査

- ① 平成28年11月から29年8月まで、富山地区広域圏事務組合等と協力し、計5回にわたり年間を通じた可燃ごみの組成調査を実施した結果、可燃ごみ全体に占める食品廃棄物の割合は45.0%で全国（41.4%）と同程度であった。この比率をもとに県内の食品ロス発生量（年間）は2.7万トンと推計された。

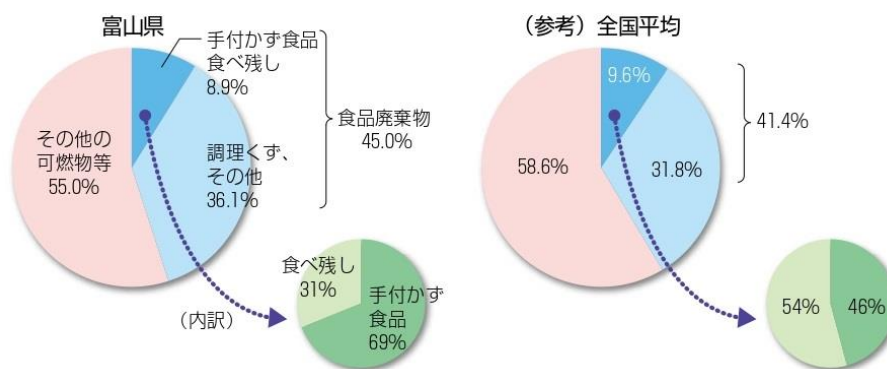


図 2-8 可燃ごみの組成調査結果

② 一方、食品ロス（手付かず食品、食べ残し）については、手付かず食品の占める割合は69%で食べ残しの約2倍もあり、全国（46%）と比べて高くなった。また、夏季（6、8月）には、手付かず食品だけでなく、食べ残しも大幅に増えることから食品ロス発生量が多くなることがわかった。

表 2-10 家庭ごみの食品ロス量（組成調査実測値）

区分	11月、1月、3月の平均	6月、8月の平均
手付かず食品	2.1 kg	3.1 kg
食べ残し	0.7 kg	2.3 kg
計	2.8 kg	5.4 kg

ii. 家庭へのアンケート調査

- ① 家庭を対象に食品ロス・食品廃棄物の排出状況などについてアンケート調査を実施した結果、88.0%の家庭で「賞味・消費期限切れ等の手付かず食品」が出ており、その理由として最も割合が高いのは「購入したことを忘れ、期限切れになる」（61.5%）であった。
- ② 一方で、食品ロス削減の取組みについては、「買い物の前に冷蔵庫の中を確認している」は59.8%、「賞味・消費期限を確認し期限が遠い食品を購入している」は61.5%の家庭で実施されていた。

このようなことから、「重複買い」「賞味期限が遠いことによる過信」「冷蔵庫への詰め込みすぎ」など、さまざまな原因で手付かず食品などの食品ロスが発生しているものと考えられる。

2) 事業系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査

県内の食品関連事業所（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）を対象に食品ロス・食品廃棄物の発生状況について調査を実施した結果、県内での食品ロス発生量（年間）は1.6万tと推計され、食品廃棄物に占める割合は19.4%で全国（17.4%）と同程度であった。

また、業種別の食品廃棄物発生量については、食品製造業が全体の7割を占めて最も多くなったが、食品ロスの発生量については、外食産業が36.3%と4業種の中で最も多くなった。また、食品廃棄物に占める食品ロスの発生量の割合は外食産業が64.2%と4業種の中で最も多いことがわかった。

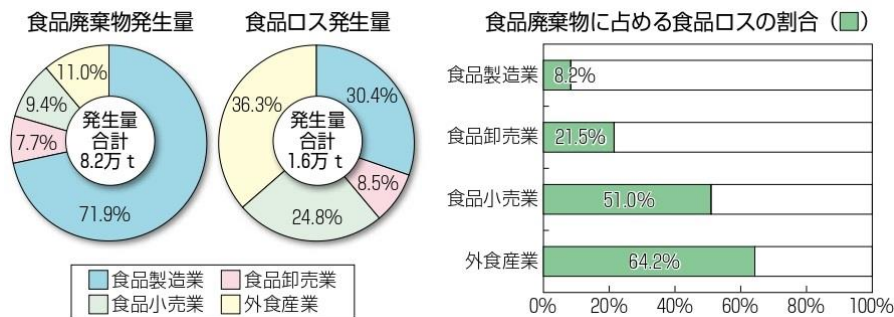


図 2-9 事業系食品ロス・食品廃棄物の実態調査結果

3) 県内における食品ロス・食品廃棄物の状況

28～29年度に行った実態調査の結果から、本県での食品ロス・食品廃棄物の発生量は下記のとおり推計された。

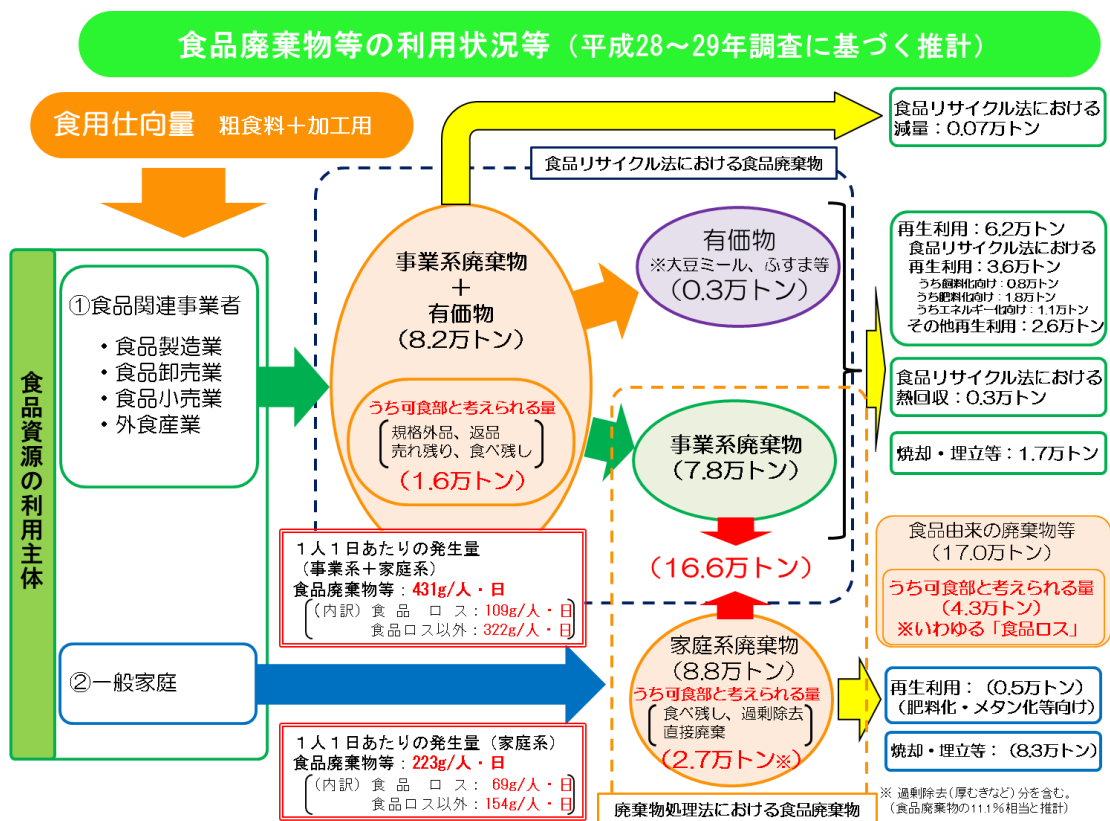


図 2-10 食品廃棄物等の利用状況等

イ. 食品ロス・食品廃棄物の削減の取組み (令和2年度)

1) 食品ロス・食品廃棄物の削減に関する周知・啓発

i. WEBサイトによる発信

食品ロス等関連情報を一元的に集約したWEBサイトにより、情報発信を行っている。
(とやま食ロスゼロ作戦 <https://foodlosszero.jp/>)

ii. 食品ロス削減全国大会 in 富山の開催

食品ロス問題に関する専門家による講演のほか、3015 運動や食品流通段階における商慣習の見直しなど本県の取組みを発信し、食品ロス削減に向けた機運の醸成を図った。
(開催日: 2年 12月 16日、参加者: 約 230名 (このほかオンラインでの参加者多数))

iii. パンフレット等の作成

富山県食品ロス削減推進計画の内容を紹介するハンドブックや子ども向けパンフレットを制作し、県民の理解促進を図った。

iv. 「サルベージ・サポーター」のマッチング

家庭で持て余している食材を持ち寄って料理するサルベージ・パーティについて、県内での開催拡大を図るため、企画・進行を行う「サルベージ・サポーター」(元年度に県で 28名を認定)と、開催を希望する団体等とのマッチングを行っている(計 3回)。

2) 発生抑制の重点的な取組み

i. 全県的な食品ロス等削減運動の展開

・食品ロス等削減運動協力宣言事業者の募集・登録

食品ロス等削減に対する意識を高め、機運の醸成を図るため、食品ロス等の削減に取り組む農林水産物の生産者及び食品関連事業者等を「食品ロス等削減運動協力宣言事業者」として登録(683件: 3年 2月末時点)し、登録事業者には認定ステッカーを交付するとともに、その取組みをホームページ等に掲載して広く紹介している。

・期間間近商品の優先購入キャンペーンの実施

消費・賞味期限の近接した商品の購入が食品ロス削減につながることを消費者に広く周知し、理解促進を図るため、食品スーパーマーケットやコンビニエンスストア等と連携してポスター、POP等 PR媒体の掲示によるキャンペーンを実施した。

ii. 商慣習の見直しの推進

食品流通過程における食品ロス発生の原因となりうる納品期限や過剰在庫等の商慣習の見直しを推進するため、以下を実施した。

- ① 商慣習の見直しに取り組む食品関連事業者を「商慣習見直し宣言事業者」として募集し、その取組みをホームページで紹介した(3年 3月末時点で 24者を登録)。
- ② 製造業、卸売業、小売業、経済・消費者団体等で構成される専門部会などを開催し、納品期限の緩和に向けた課題などについて検討した(2年 3月)。

3) 未利用食品の有効活用

i. フードバンク活動促進に向けた検討・調査

フードバンク活動の推進にあたって検討すべき課題等について、関係者の意見交換会の場を設けるとともに、食品提供企業の意識調査を実施した。

(意見交換会開催日: 2年 9月 23日、3年 2月 19日)

ii. フードドライブ促進事業

家庭の未利用食品を福祉団体・施設へ寄付するフードドライブをモデル的に実施し、運用マニュアルを作成した。(① 2年 8月 3~5日、黒部市と共同で実施 ② 9月 24~25日、高岡市と共同で実施 ③ 10月 30日~11月 1日、アルビス(株)と共同で富山市内で実施)

(6) 災害廃棄物対策

地震等の大規模な災害の発生時において、災害廃棄物の処理等を適正かつ円滑に推進するため、(一社)富山県産業資源循環協会、(一社)富山県構造物解体協会及び富山県環境保全協同組合の3団体と協定を締結しており、(公社)富山県浄化槽協会とは浄化槽の緊急点検や応急措置等に関する協定を締結して必要な協力体制を構築している。

平成29年3月には、地震などの災害が発生した場合に備え、災害廃棄物を計画的に処理するための関係機関との連携や広域的な協力体制の整備などを定めた、富山県災害廃棄物処理計画を策定している。

富山県災害廃棄物処理計画の概要は表2-11のとおりである。

その後、30年2月に県地域防災計画〈地震・津波災害編〉が修正され、地震被害想定が追加されたほか、31年3月に県災害時受援計画の策定、令和元年10月には台風19号に伴う災害廃棄物の広域処理の支援を行ったことから、これらの内容を反映させるなど、2年3月に処理計画を改定している。また、災害廃棄物の発生量の推計について技術的な支援を行うなど、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、市町村等との情報伝達訓練を実施している。

表 2-11 富山県災害廃棄物処理計画の概要

<p>総則</p>	<p>○計画の対象</p> <p>災 害：地域防災計画で想定する地震*・津波、災害対策本部の設置が想定される風水害 （※呉羽山断層帯地震、跡津川断層地震、法林寺断層地震などを想定）</p> <p>廃棄物：災害廃棄物、避難所・生活ごみ、仮設トイレ等のし尿</p> <p>○県の役割</p> <p>市町村等が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援や助言（廃棄物処理に関する一連の業務についての調整機能を担う）</p> <p>○処理完了目標</p> <p>災害発生から概ね3年以内（具体的には被災状況等を考慮して設定）</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災後、被災状況を踏まえ県災害廃棄物処理実行計画を作成 ・訓練等で実効性を高めるほか、必要に応じて計画を改定
<p>災害廃棄物 対策</p>	<p>1 平時の備え（体制整備等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制・指揮命令系統、情報収集・連絡体制の整備 ・市町村・民間事業者・近隣他県等との協力・支援体制の検討 ・廃棄物発生量・処理可能量の推計、訓練等の実施 <p>2 災害応急対応</p> <p>[初動期：発災後数日間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の整備、連絡手段の確保、被害情報の収集 ・広域的な協力体制の確保、周辺市町村・民間事業者等との連絡調整 <p>[応急対応の前半：～3週間程度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ不足分、し尿収集の支援要請 ・有害・腐敗性廃棄物処理の助言・調整 ・市町村による災害廃棄物の発生量等の推計を支援 ・倒壊の危険のある建物の解体等について民間事業者等と調整 <p>[応急対応の後半：～3か月程度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村以外の仮置場候補地の情報を被災市町村に提供 <p>3 災害復旧・復興等〔発災～3年程度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域処理時の受入や派遣の調整 ・被災処理施設の修繕、災害廃棄物処理に係る補助金の手続きを支援 ・進捗状況の管理、処理体制見直しの支援

とやま食ロスゼロ作戦

『フードドライブ』の取組み



まだ食べることができるのに廃棄されてしまうことで発生する食品ロス。富山県の家庭で発生する食品ロスは、「食べ残し」よりも、未開封のまま捨てられる「手付かず食品」の方が多く、課題となっています。

家庭で余っている食品を集めて必要とする方々へと寄付する「フードドライブ」は、こうした「手付かず食品」のロス削減にも有効な取組みです。



県では、2年度にフードドライブをモデル的に実施し、手順や注意点などを「運用マニュアル」としてとりまとめました。

また、3年度には「とやまリレーフードドライブ・キャンペーン」を展開し、様々な主体にフードドライブの実施を呼びかけるとともに、マニュアルを活用した技術的支援や、WEBサイトでの実施情報の発信、動画やポスターによる周知啓発を行いました。

さらに、今後に向けて、スーパー等店舗への展開を想定し、効率的な運営（窓口の無人化）に係る実証実験を行いました。



運用マニュアル



フードドライブの様子



啓発動画



無人化実証実験

キャンペーンの結果、様々な地域の団体や事業者、子ども食堂等、多くの方々にご参加いただき、フードドライブの取組みは県内全域に広がりつつあります。

県では今後、県民の参加のさらなる拡大と取組みの定着・継続に向けて、普及啓発や各種支援等を継続していくこととしています。

2. し尿処理の状況

(1) し尿処理状況の推移

県内のし尿計画処理量の推移は、図 2-11 のとおりで、近年は減少傾向にあり、元年度には 10 万 6 千 kL となっている。

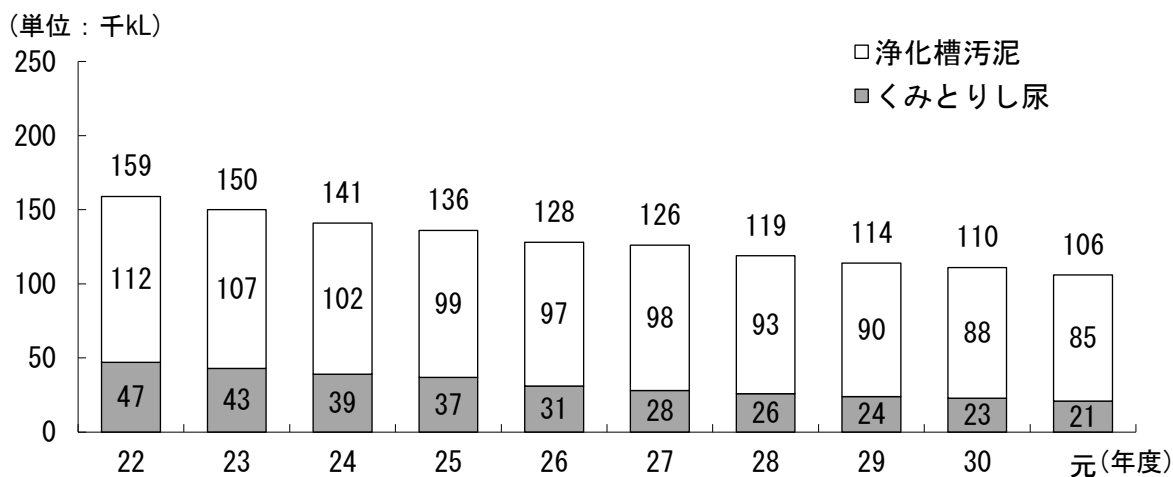


図 2-11 し尿処理状況の推移

(2) し尿の収集及び処理状況

ア. 計画処理区域の状況

元年度のし尿の計画収集人口は約 3 万 2 千人(3.0%)で、これに水洗化人口約 103 万人(97.0%)を加えた衛生処理人口は約 106 万人となっている。

(元年 10 月 1 日現在)

総人口		1,057,439 人
非水洗化人口		31,788 人 (3.0%)
水洗化人口		1,025,651 人 (97.0%)
し尿計画収集人口		31,788 人 (3.0%)
公共下水道人口	浄化槽等人口	
858,521 人 (81.2%)	167,130 人 (15.8%)	
衛生処理人口		1,057,439 人 (100%)

図 2-12 計画処理区域の状況

イ. し尿の収集形態別収集量

元年度におけるし尿の収集量は、約 10 万 6 千 kL で、これを収集形態別にみると表 2-12 のとおり、委託業者によるもの約 2 万 8 千 kL(25.9%)、許可業者によるもの約 7 万 9 千 kL(74.1%)などであった。

表 2-12 し尿の収集形態別収集量(元年度)

(単位：kL/年)

区 分		し 尿	浄 化 槽 汚 泥	計
収 集 量		21,208	85,016	106,224
収 集 形 態 別	直 営	0	0	0
	委 託	12,530	15,008	27,538
	許 可	8,678	70,008	78,686
自 家 処 理 量		0	0	0

ウ. し尿の処理状況

元年度におけるし尿の処理状況は、表 2-13 及び図 2-13 のとおりで、処理量約 10 万 6 千 kL のうち、約 8 万 5 千 kL(75.4%)がし尿処理施設で、残り約 2 万 1 千 kL(24.6%)が下水道で処理されている。

なお、海洋投入及び農地還元は行われていない。

表 2-13 し尿の処理状況(元年度)

(単位：kL/年)

処 理 区 分	し 尿	浄 化 槽 汚 泥	計
し 尿 処 理 施 設	18,094	61,950	80,044
下 水 道 投 入	3,114	23,066	26,180
計	21,208	85,016	106,224

(単位：kL/年)

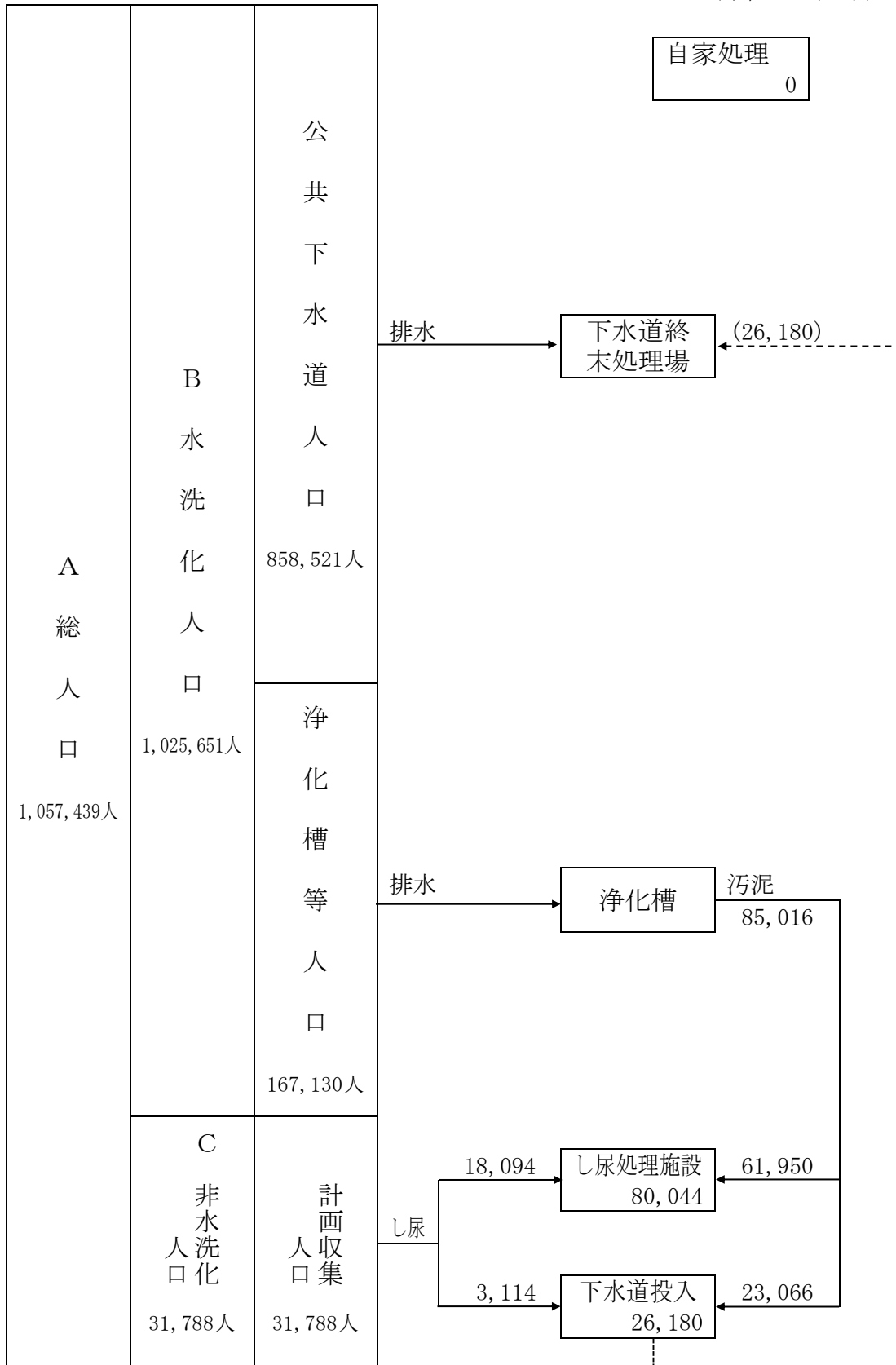


図 2-13 し尿処理フローチャート(元年度)

(3) し尿処理施設整備状況

県内におけるし尿処理施設の整備状況は、表 2-14 のとおり 7 施設となっており、処理能力は県内全体で 1 日当たり 467kL であり、委託業者や許可業者等が収集した 1 日当たり平均収集量 290kL に対して十分な処理能力が確保されている。

処理方式については、高負荷脱窒素方式 2 施設、消化・活性汚泥方式 3 施設、固液分離方式 2 施設となっている。

処理能力については、高負荷脱窒素方式が 85kL/日、消化・活性汚泥方式が 242kL/日などとなっている。

表 2-14 し尿処理施設整備状況

(3 年 4 月 1 日現在)

広域圏	市 町 村 ・ 一 部 事 務 組 合	名 称	処理方式	能 力 (kL/日)
富 山	富山市	つばき園	固液分離 (浄化槽汚泥専用)	90
	富山地区広域圏事務組合 〔富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町〕	衛生センター し尿処理棟	標準脱窒素	60
		衛生センター 汚泥処理棟	固液分離 希釈放流	50
高 岡	高岡市	し尿処理施設	好気性 消化処理	66
	氷見市	クリーン センター	直接脱水型 脱窒素	30
砺 波	砺波地方衛生施設組合 〔高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市〕	クリーンシス テムとなみ	直接脱水型 硝化脱窒素	55
	射水市	衛生センター	低二段 活性汚泥	116
計		7 施設		467

(4) 浄化槽

ア. 浄化槽の設置基数

生活水準の向上に伴い、水洗化の要請が高まり、特に下水道の整備が遅れている地域では、急速に浄化槽が普及したため、放流水による公共用水域の汚濁防止対策に十分な配慮が必要となった。

このため、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造についての規制並びに関係業者の責任と業務の明確化及び地位の確立を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上を推進することを目的として、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)が制定され、60 年 10 月 1 日から施行されている。

県内における浄化槽設置数の推移は図 2-14 のとおりであり、平成 7 年度の 115,678 基をピークに減少し、令和元年度は 42,159 基となっている。

また、平成 12 年 6 月に浄化槽法が改正され、13 年 4 月以降に浄化槽を新設する場合は、原則として合併処理浄化槽を設置することが義務付けられ、し尿のみを処理する単独処理浄化槽については新設が禁止された。環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促し、法定検査の受検率の向上、浄化槽管理の強化を図るため、令和元年 6 月に浄化槽法が改正され、特定既存単独処理浄化槽に対する措置等が新たに規定された。

県内における単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の構成割合の推移は図 2-15 のとおりであり、平成 7 年度で 5.0%であった合併処理浄化槽の割合が令和元年度には 30.8%に達している。

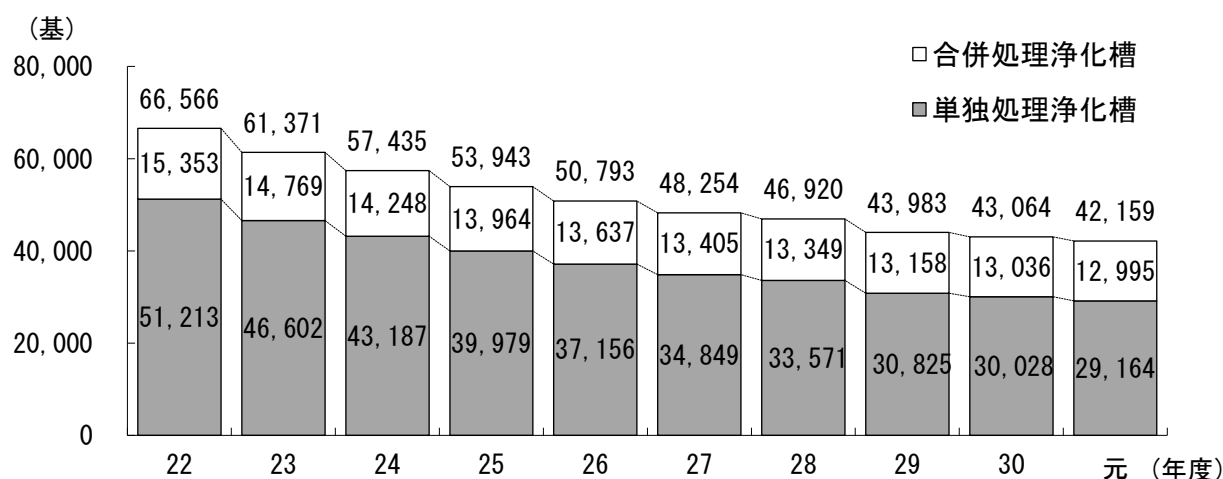


図 2-14 浄化槽設置数の推移

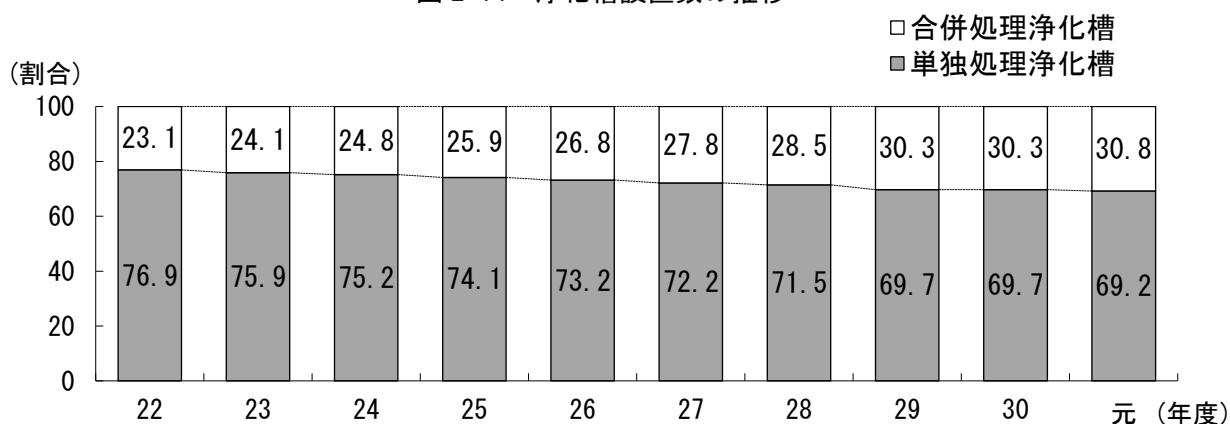
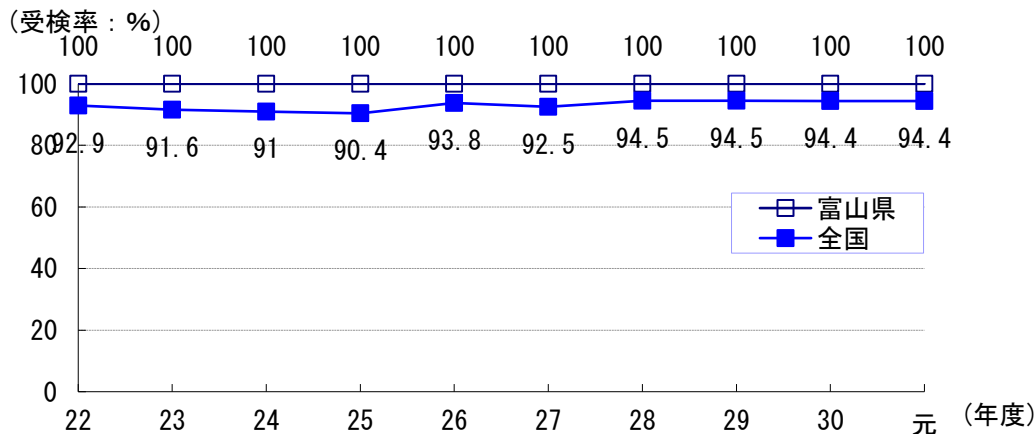


図 2-15 単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の構成割合の推移

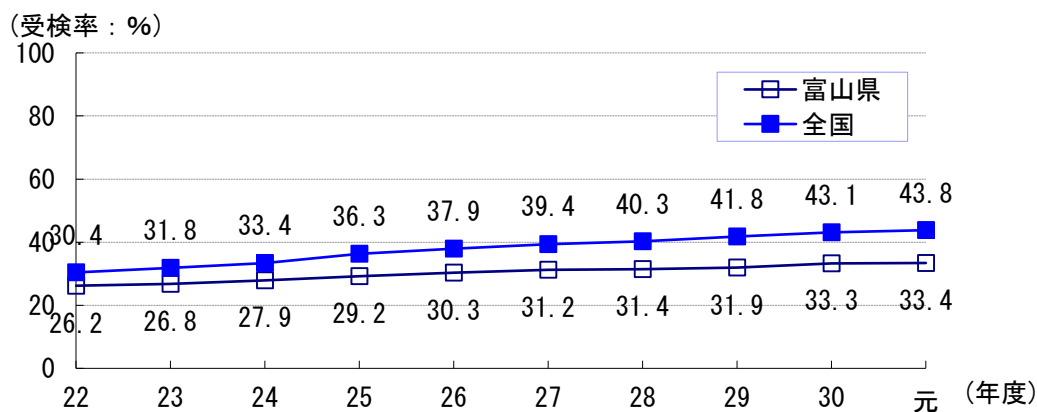
イ. 法定検査の受検の状況

浄化槽法で定められている法定検査受検率の推移は図 2-16 のとおりであり、7 条検査については、平成 18 年度以降、県内受検率は 100%を維持しているが、11 条検査については、全国平均を下回っている。

① 7 条検査受検率の推移



② 11 条検査受検率の推移



③ 市町村別の 11 条検査受検率（令和元年度）

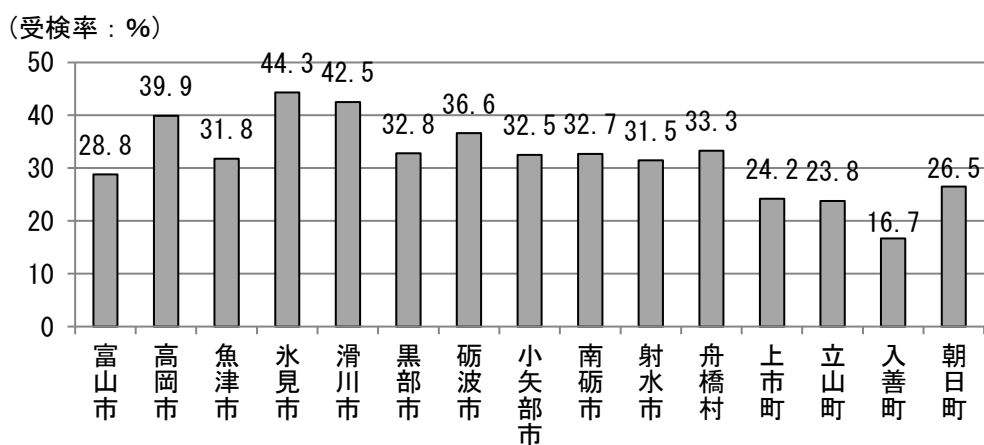
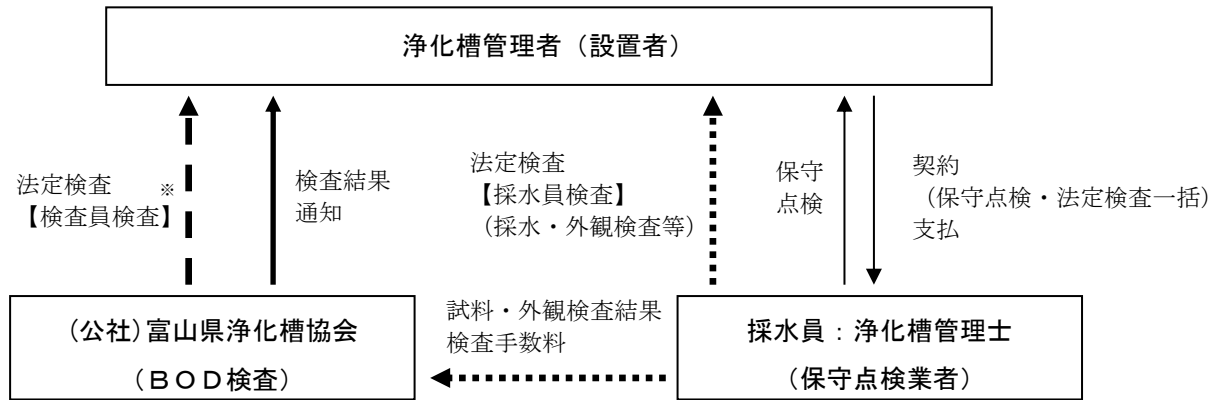


図 2-16 浄化槽法定検査受検率の推移等

ウ. 法定検査（11条検査）の受検率向上の取組み

11条検査については、低迷する受検率の向上のため、平成20年度に採水員検査などの簡易検査を導入するとともに、21年度からは国の基金も活用し、未受検者への案内・リーフレットの送付、戸別訪問による受検依頼等の啓発事業を展開してきたところである。

その結果、19年度までは15%に満たなかった受検率が、令和元年度には33.4%まで向上するなど一定の成果が得られたものの、依然として全国平均の43.8%を下回っている。



※ 採水員検査を受検している場合も、5年に1回は検査員検査を受けなければならない。

図 2-17 採水員検査制度のイメージ

よくあるご質問

Q 保守点検業者と契約しているのに、法定検査を受けなくてもいいのですか？

A すべての浄化槽は、この法定検査を受けなければならないと、浄化槽法に規定されています。法定検査は、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するためのものであり、たとえ浄化槽保守点検業者と委託契約していても、その目的が異なりますから、指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。

Q 法定検査を受けなければ罰則はありますか？

A 法定検査を受けていない浄化槽の設置者に対して、県知事は、指導及び勧告、勧告、命令ができます。正当な理由がなく、この「命令」に違反した場合は、30万円以下の過料に処せられます。

浄化槽に関するお問い合わせ及び届出書などの提出窓口は

富山県高岡厚生センター 射水支所 TEL 0765-55-3655	富山県新川厚生センター TEL 0765-62-1225
富山県高岡厚生センター 氷見支所 TEL 0765-74-1790	富山県新川厚生センター 魚津支所 TEL 0765-24-0359
高岡市 地域安全課 TEL 0765-20-1352	富山県中部厚生センター TEL 076-42-1234
富山県富田厚生センター 小矢野支所 TEL 0765-52-1009	富山県生活環境文化部 環境政策課 TEL 076-444-3140
富山県砺波厚生センター TEL 0763-23-3511	富山県保健所 生活衛生課 TEL 076-428-1154

管理者が変更になったら 浄化槽の使用を休止したとき 浄化槽を廃止したとき

詳しくは、富山県浄化槽協会または保守点検業者へお問い合わせください。様式は当協会のホームページからもダウンロードできます。

富山県環境政策課 〒930-8501 富山市新曲線1-7 TEL (076) 444-3140

富山県指定点検機関
公益社団法人 富山県浄化槽協会 〒930-0083 富山市新曲線2-1-3 富山商工会議所ビル別館2階 浄化槽相談窓口 TEL 0120-192-101

図 2-18 法定検査の受検を呼びかけるリーフレット

平成 26 年度には、業者が実施する「保守点検」及び「清掃」と、指定検査機関が実施する「法定検査」の契約窓口や支払を一本化し、法定検査受検率の向上に資する「浄化槽一括契約制度」について、(公社)富山県浄化槽協会と連携して検討を行った。

検討にあたっては、全国の先進事例について調査するとともに、(公社)富山県浄化槽協会が設置したワーキンググループにおいて意見交換を行い、地域の実情に応じた望ましい制度の導入方法等について「浄化槽一括契約制度の導入に向けて」として取りまとめ、市町村や業界団体に対して説明会を実施し、制度の普及を図った。

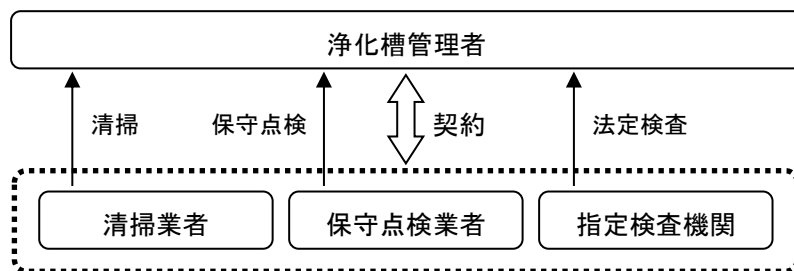


図 2-19 一括契約制度のイメージ

3. 一般廃棄物処理事業の状況

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、15市町村全てで制定されている。

令和2年度におけるごみの手数料のうち、一般家庭の可燃ごみについては、有料としているのが10市町で、残りの5市町村では無料となっている。また、事務所等から排出される事業系のごみについては、2市が収集運搬及び処分の手数料を定めており、直接搬入ごみについては、15市町村が手数料を定めている。

し尿の手数料については、一般家庭から手数料を徴収している。なお、6市町がし尿処理場受入手数料を負担している。

(2) 一般廃棄物処理業者

市町村、一部事務組合で法に基づいて委託又は許可した件数は、表2-15のとおり761件で、このうち、ごみの許可が462件と最も多くなっている。

一般廃棄物処理業者数及びその従業員数は、表2-16のとおり236業者、4,261人となっている。

表2-15 許可、委託件数

(2年3月31日現在)

区 分		件 数	
ごみ	委託 (廃棄物処理法第6条の2)	189	
	許可 (廃棄物処理法第7条)	462	
し尿	委託 (廃棄物処理法第6条の2)	19	
	許可	し尿収集運搬業 (廃棄物処理法第7条)	49
		浄化槽清掃業 (浄化槽法第35条)	42
計		761	

表2-16 一般廃棄物処理業者数及び従業員数

(2年3月31日現在)

業 者 数				従 業 員 数 (人) ※			
総 数	ごみ専業	し尿専業	兼 業	総 数	収集運搬	中間処理	最終処分
236	206	22	8	4,261	3,656	615	0

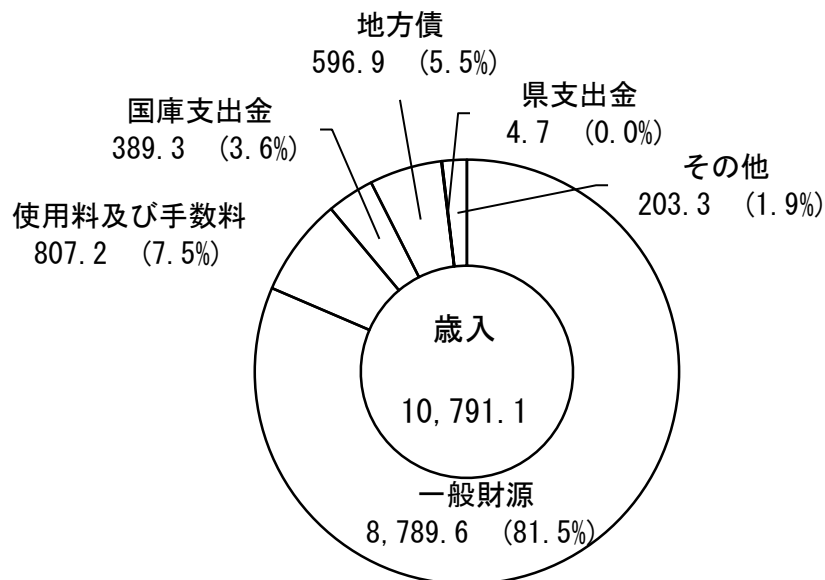
※従業員数について、同一人が兼務している場合、収集運搬、中間処理、最終処分のそれぞれに重複して計上しているが、総数については従業員数の実数であるため、合計は合わない。

(3) 事業経費

元年度における廃棄物処理事業費の状況について、市町村の廃棄物処理事業経費は、図2-20のとおりごみ関係が96億3千8百万円(89.3%)、し尿関係が11億5千3百万円(10.7%)の合わせて107億9千1百万円となっている。

①歳入

(単位：百万円)



②歳出

(単位：百万円)

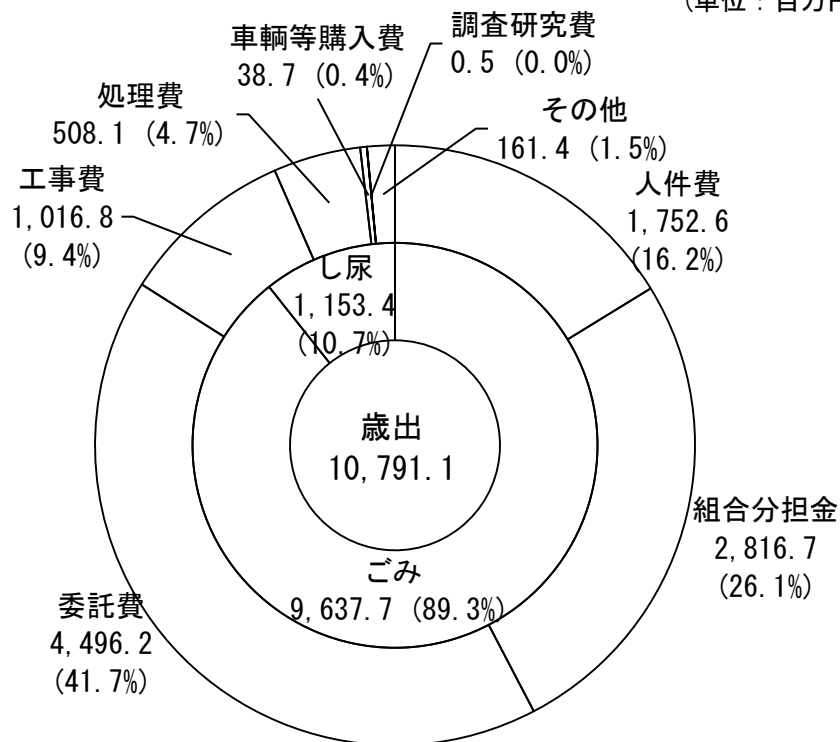
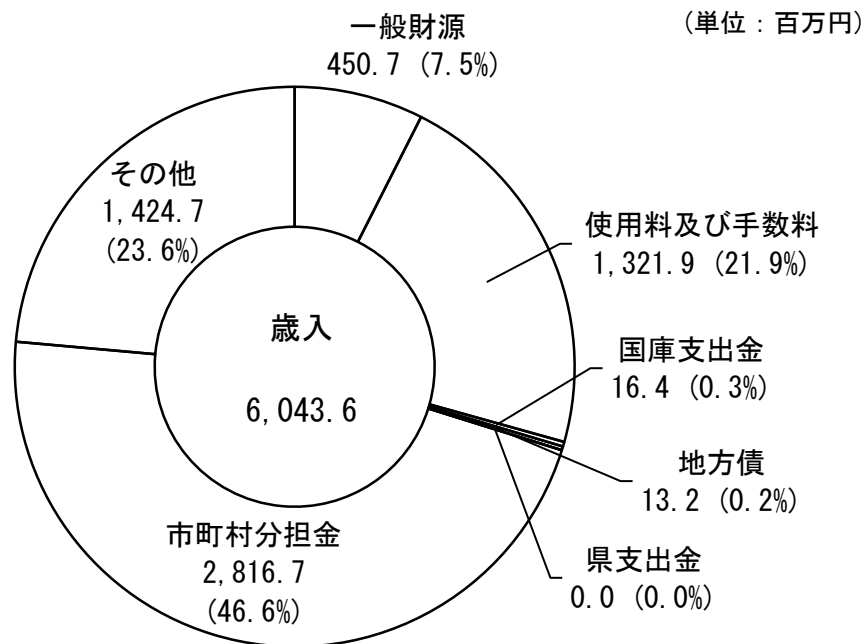


図2-20 元年度 廃棄物処理事業経費 (市町村分)

また、一部事務組合の廃棄物処理事業経費は、図2-21のとおりごみ関係が56億4千9百万円(93.5%)、し尿関係が3億9千4百万円(6.5%)の合わせて60億4千4百万円となっている。

①歳入



②歳出

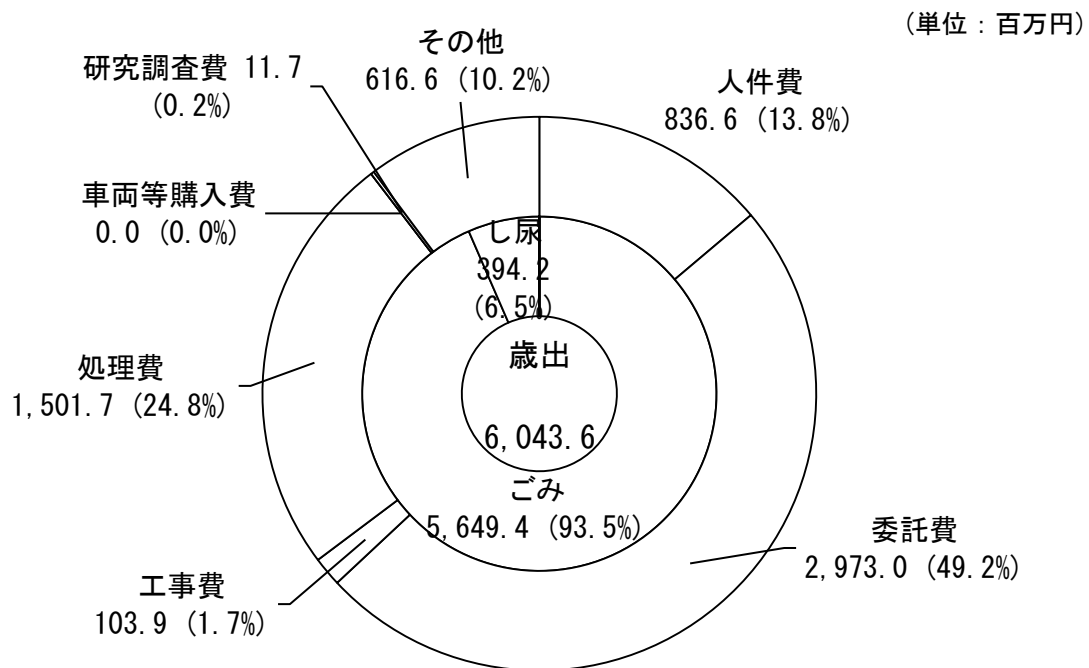


図2-21 元年度 廃棄物処理事業経費 (一部事務組合分)

廃棄物処理事業経費（市町村分）の推移は、表2-17のとおりである。

表2-17 廃棄物処理事業経費（市町村分）の推移

① 歳入

（単位：百万円）

年度	歳入額	内 訳					
		一般財源	使用料及び手数料	国庫支出金	地方債	県支出金	その他
27	9,304	8,058	937	16	39	7	246
28	9,407	7,958	918	87	217	12	215
29	10,126	8,383	864	170	409	10	290
30	10,100	8,411	863	138	443	13	231
元	10,791	8,790	807	389	597	5	203

② 歳出

（単位：百万円）

年度	歳出額	内 訳							
		人件費	組合分担金	委託費	工事費	処理費	車両等購入費	調査研究費	その他
27	9,304	2,145	2,249	4,123	72	482	31	9	192
28	9,407	2,044	2,325	4,095	248	490	40	13	153
29	10,126	1,958	2,662	4,243	595	445	36	0	187
30	10,100	1,893	2,726	4,238	575	466	35	1	166
元	10,791	1,753	2,817	4,496	1,017	508	39	0	161

廃棄物処理事業経費（一部事務組合分）の推移は、表2-18のとおりである。

表2-18 廃棄物処理事業経費（一部事務組合分）の推移

① 歳入

（単位：百万円）

年度	歳入額	内 訳						
		一般財源	使用料及び手数料	国庫支出金	地方債	県支出金	市町村分担金	その他
27	7,456	498	1,234	2	735	0	2,249	2,737
28	6,049	623	1,309	2	58	0	2,325	1,733
29	7,122	589	1,320	136	503	0	2,662	1,914
30	7,127	546	1,307	157	573	0	2,726	1,818
元	6,044	451	1,322	16	13	0	2,817	1,425

② 歳出

（単位：百万円）

年度	歳出額	内 訳						
		人件費	委託費	工事費	処理費	車両等購入費	調査研究費	その他
27	7,456	1,046	2,639	1,426	1,542	1	66	736
28	6,049	1,000	2,751	107	1,390	0	106	694
29	7,122	947	3,243	769	1,500	0	11	653
30	7,127	907	3,141	874	1,510	0	23	673
元	6,044	837	2,973	104	1,502	0	12	617

(4) 年間1人当たりのごみ処理経費

元年度のごみ処理費及びごみ処理施設の維持管理費を年間1人当たりで算出すると、10,417円で、全国平均(12,204円)を下回っている。

24年度からのごみ処理経費の推移は、図2-2のとおりで増加傾向にある。

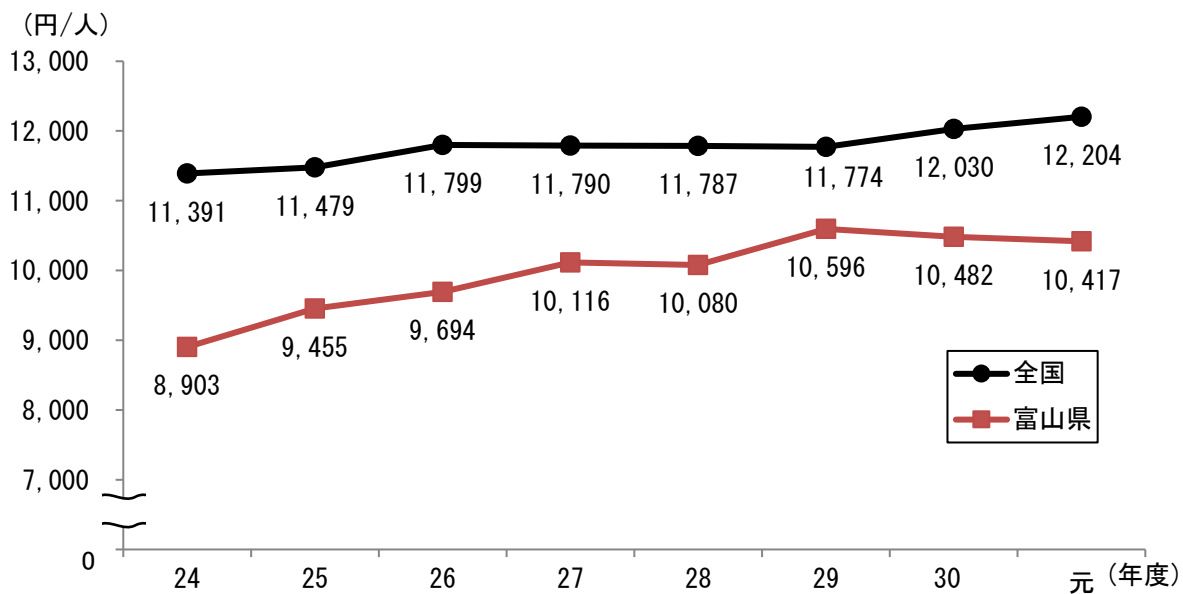


図2-22 年間1人当たりのごみ処理経費の推移 (ごみ処理費+施設の維持管理費)

プラスチック資源循環法が始まります！

プラスチックは、現代社会の生活に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみや気候変動などの問題を契機として、資源循環の重要性が高まっています。

このことから、製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環（3R+Renewable）の取組みを促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」が4年4月1日から始まります。

県民・事業者などの主体ごとに様々な取組みが必要となりますので、国特設サイトで法令詳細、パンフレットなどをご確認ください。

○ 法の対象事業者及び措置事項

対象事業者	対象	措置事項
① 設計・製造事業者	プラスチック使用製品	国の定める設計指針に基づく製品の設計
② 提供事業者（小売・サービス業、宿泊業、飲食店、洗濯業など）	特定プラスチック使用製品（フォーク・スプーン、ストロー、くし、ハンガーなど12品目）	使用の合理化（有償での提供、消費者の意思確認等）
③ 市町村	プラスチック使用製品廃棄物	分別収集、再商品化
④ 製造・販売・提供事業者	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	自主回収、再資源化
⑤ 排出事業者	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出の抑制、再資源化

○ プラスチック資源循環特設サイト

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

プラスチック資源循環

検索



Ⅲ 産業廃棄物等の現状及び対策

1. 産業廃棄物に関する状況

(1) 産業廃棄物の排出量等

産業廃棄物の排出量等の推移は、表3-1及び図3-1のとおりである。排出量は、実態調査を実施した昭和55年度から平成6年度にかけては漸次増加し、近年は少しずつ減少する傾向にある。また、最終処分量についても、減量化及び再生利用が進んだ結果、近年は徐々に減少してきている。

表3-1 産業廃棄物排出量等の推移

(単位 千t/年)

年度	排出量			(減量化・再生 利用率：%)	最終処分量(%)
		減量化量(%)	再生利用量(%)		
55(実態調査)	2,675	1,728(65)	357(13)	(78)	590(22)
59(")	3,111	1,637(53)	453(14)	(67)	1,021(33)
元(")	4,445	3,157(71)	577(13)	(84)	711(16)
6(")	5,293	3,295(62)	1,334(25)	(87)	664(13)
11(")	4,704	2,929(62)	1,409(30)	(92)	366(8)
20(")	5,225	3,075(59)	1,932(37)	(96)	219(4)
25(")	4,733	2,927(62)	1,617(34)	(96)	189(4)
26(推 計)	4,739	2,935(62)	1,590(34)	(96)	213(4)
27(")	4,578	2,817(62)	1,534(34)	(95)	226(5)
28(")	4,559	2,734(60)	1,608(35)	(95)	216(5)
29(")	4,388	2,635(60)	1,556(35)	(96)	197(4)
30(実態調査)※	4,182	2,561(61)	1,474(35)	(97)	146(3)
元(推 計)	4,077	2,371(58)	1,530(38)	(96)	175(4)

※ 30年度は、総務省の経済センサスー活動調査に基づく総事業所数(51,785事業所)から、業種特性、規模別特性等を考慮のうえ3,675事業所を抽出し、アンケート調査を行った。

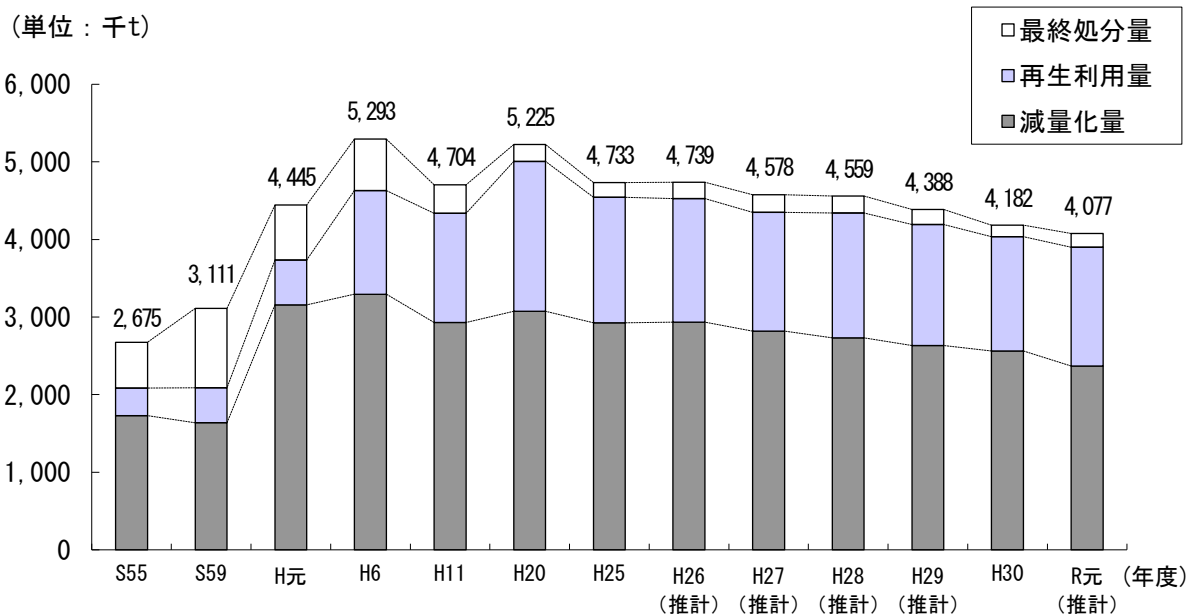


図3-1 産業廃棄物排出量等の推移

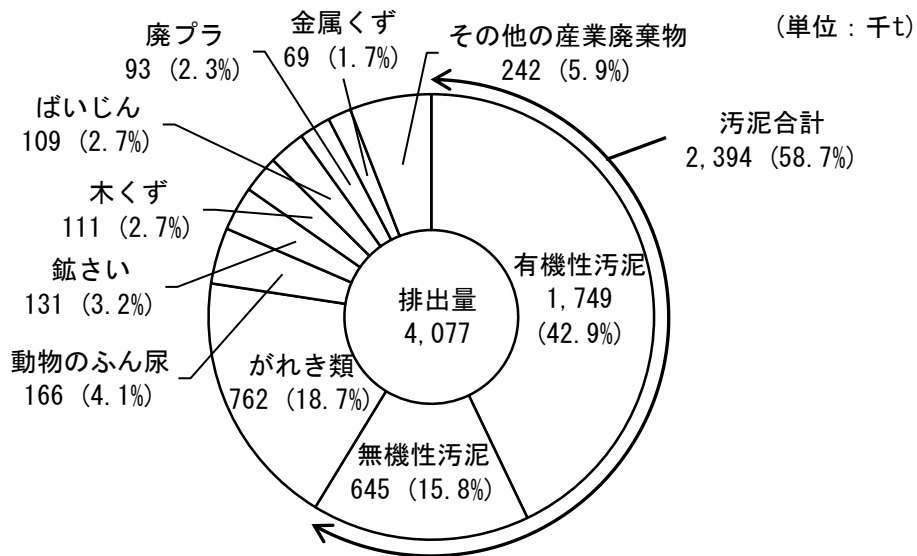
令和元年度において排出された産業廃棄物の量は407万7千トンであり、種類別にみると、**図3-2**のとおり、有機性汚泥が174万9千トン(構成比42.9%)と最も多く、次いで無機性汚泥が64万5千トン(同15.8%)、がれき類が76万2千トン(同18.7%)の順となっており、この3種類で全体の79%を占めている。

なお、有害産業廃棄物や引火性廃油等の特別管理産業廃棄物の排出量は5万4千トンとなっている。

また、業種別にみると、**図3-2**のとおり製造業が194万トン(構成比47.6%)と最も多く、次いで電気・水道業等が99万6千トン(同24.4%)、建設業が89万9千トン(同22.0%)の順となっており、この3種類で全体の94%を占めている。

一方、地域別にみると、**図3-3**のとおり、高岡・射水地域が246万4千トン(構成比60.4%)と最も多く、次いで富山地域が103万6千トン(同25.4%)、新川地域が40万3千トン(同9.9%)、砺波地域が17万5千トン(同4.3%)の順であり、高岡・射水地域と富山地域の両地域で全体の86%を占めている。

<種類別>



<業種別>

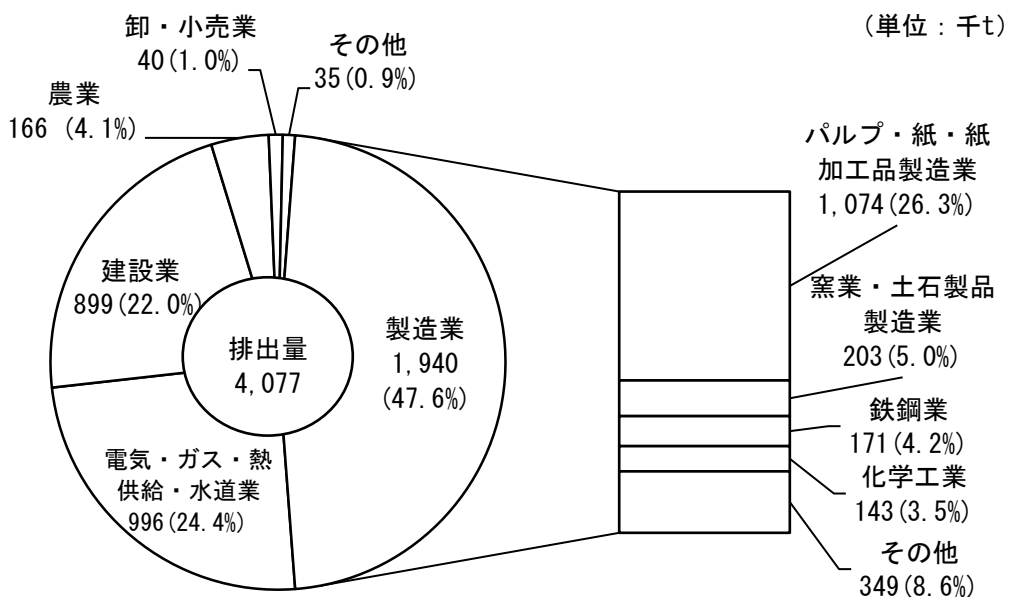


図3-2 種類別、業種別排出量(元年度)

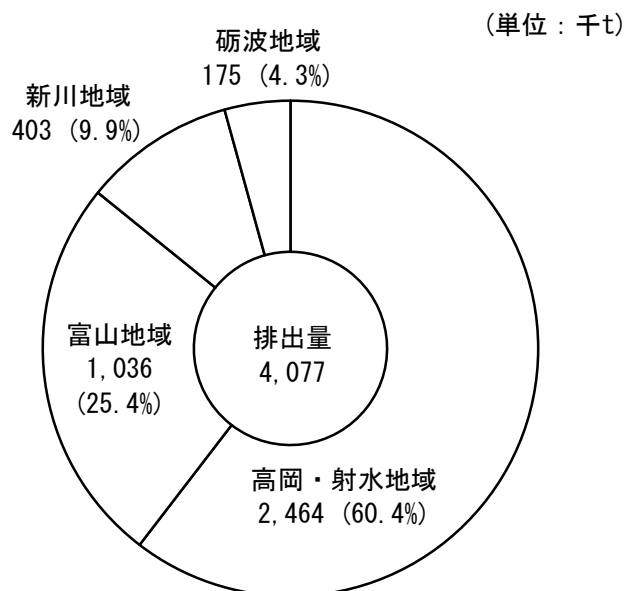


図 3-3 地域別排出量(元年度)

(2) 産業廃棄物の処理処分状況

元年度における産業廃棄物の処理処分状況は、図3-4のとおり、排出量407万7千トンのうち、直接最終処分されたものは5万8千トン(構成比1.4%)で、脱水や焼却、中和等の中間処理されたものは382万2千トン(同93.7%)、直接再生利用されたものは19万6千トン(同4.8%)となっている。中間処理されたものは、145万1千トンに減量され、このうち11万7千トンは最終処分され、133万4千トンは再生利用されている。

最終的には、17万5千トン(同4.3%)が最終処分され、153万トン(同37.5%)が再生利用され、残りの237万1千トン(同58.2%)が減量化された量であり、減量化・再生利用率は95.7%となっている。

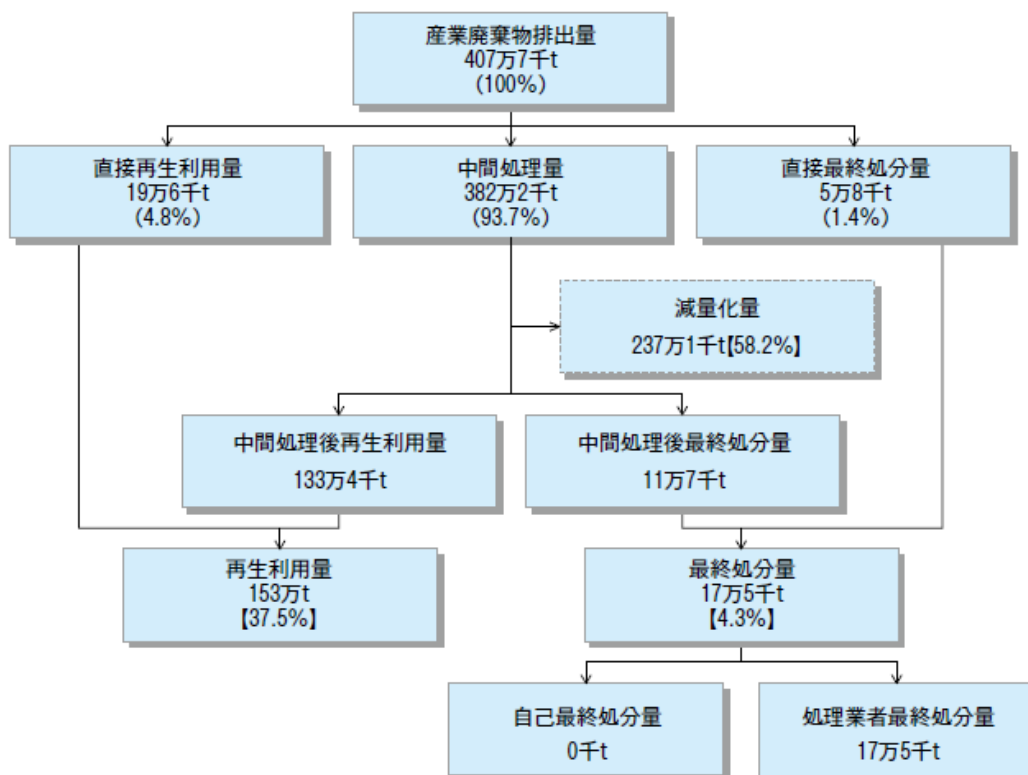


図3-4 産業廃棄物の処理処分状況(元年度)

(3) 多量排出事業者の状況

産業廃棄物の年間発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の年間発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の処理に関する計画を毎年度知事又は富山市長に提出することが義務づけられている。

2年度は、表3-2のとおり延べ242事業者から、産業廃棄物処理計画書又は特別管理産業廃棄物処理計画書が提出された。

県及び富山市では、提出された処理計画書及びその実施状況報告書をホームページで公表している。

表3-2 多量排出事業者の処理計画書の提出状況(2年度)

(単位：事業者)

業 種	産業廃棄物処理計画書	特別管理産業廃棄物処理計画書	合 計
製 造 業	63 (23)	49 (25)	112 (48)
建 設 業	99 (26)	2 (1)	101 (27)
電気・ガス・水道業	21 (5)	0 (0)	21 (5)
その他の業種	1 (1)	7 (4)	8 (5)
合 計	184 (55)	58 (30)	242 (85)

注1 ()内は、富山市に提出されたもので、内数である。

注2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の両方の計画書を提出した事業者数は29(うち、富山市14)である。

(4) 県外産業廃棄物の搬入状況

富山県産業廃棄物適正処理指導要綱及び富山市産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、年間100トン以上産業廃棄物を搬入しようとするときは、県外産業廃棄物搬入協議書をあらかじめ知事又は富山市長に提出するよう求めている。(特別管理産業廃棄物及び埋立処分を行うために搬入するときは量に関わらず協議が必要となる。)

なお元年度から、県外産業廃棄物(埋立処分する産業廃棄物又はPCB廃棄物以外の特別管理産業廃棄物)を優良産業廃棄物処理業者に処分委託する場合、100トン未満の搬入計画量であれば事前協議の対象外とするよう見直している。

2年度における協議件数は、県184件、富山市808件であった。

表3-3 県外産業廃棄物の搬入協議の状況(2年度)

(単位：件)

協 議 先	産業廃棄物の搬入	特別管理産業廃棄物の搬入
富山県(富山市を除く)	178*	6*
富山市	691	117

※ 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物同時の協議があったものについては、それぞれに計上している。

(5) PCB廃棄物の保管及び処理状況

ア. PCB廃棄物の保管状況

PCB特措法では、事業者及びPCB廃棄物を処分する者に毎年度知事又は富山市長に保管・使用状況等の届出の提出が義務づけられており、2年3月31日における届出状況は表3-4のとおりである。

表3-4 PCB特別措置法に基づく保管状況等届出状況

(2年3月31日現在)

		保 管 中		使 用 中	
事業所数		510	(196)	274	(106)
数量					
①	変圧器(トランス) [台]	687	(199)	662	(251)
②	コンデンサー(3kg以上) [台]	1,832	(215)	77	(27)
③	コンデンサー(3kg未満) [台]	1,504	(424)	1	(0)
④	柱状変圧器(柱状トランス) [台]	4	(0)	0	(0)
⑤	安定器 [台]	14,218	(9,756)	742	(177)
⑥	その他PCBを含む油 [kg]	547,206	(538,087)	/	
⑦	感圧複写紙 [kg]	1,032	(0)		
⑧	ウエス [kg]	8,897	(2,937)		
⑨	汚泥 [kg]	18,929	(1,969)		
⑩	その他電気機械器具 [台]	502	(173)		
⑪	その他 [kg]	181,329	(70,336)		

注1 ()内は、富山市所管分のみの数値で、内数である。

注2 保管中及び使用中の事業所数は重複している事業所があるため、届出事業所数は791事業所である。

注3 「その他PCBを含む油」のうち、容量で届出されたものは1L=1kgとして重量に換算し集計した。

注4 平成28年のPCB特別措置法の改正により廃棄物の種類が変更になり、「高圧トランス」、「低圧トランス」が「変圧器(トランス)」に、「高圧コンデンサ」が「コンデンサー(3kg以上)」に、「低圧コンデンサ」が「コンデンサー(3kg未満)」に、「PCB」、「PCBを含む油」が「その他PCBを含む油」になった。

イ. PCB廃棄物の処理状況

県内の高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株(JESCO)北海道事業所(北海道室蘭市)で処理されており、令和2年度までの処理状況は表3-5のとおりである。

表3-5 高濃度PCB廃棄物の処理状況

区分	年度										2年度末 残台数 (保管+使用)	
	20~23	24	25	26	27	28	29	30	元	2		合計
トランス(台)	170	31	35	37	17	27	56	50	26	24	473	25
コンデンサー(台)	1,548	511	2,191	656	189	183	212	50	63	72	5,675	702
安定器(台)	0	0	0	7,207	8,254	2,326	5,255	2,634	3,545	6,113	36,983	13,285

このほか、変圧器、コンデンサーなどの低濃度PCB廃棄物は、環境大臣の無害化処理認定を受けた施設で処理が進められている。

2. 産業廃棄物処理業の許可状況

(1) 産業廃棄物処理業の許可

廃棄物処理法に基づく過去5年間の産業廃棄物処理業の許可の状況は、表3-6のとおりであり、許可業者の数は概ね増加傾向にある。

表3-6 産業廃棄物処理業の許可の推移

(単位：件)

区分 年度	産業廃棄物					特別管理産業廃棄物			
	収集及び 運搬	中間 処理	最終 処分	中間処理 及び 最終処分	計	収集及び 運搬	中間 処理	最終 処分	計
28	1,576	135	6	0	1,717	205	6	0	211
	102	72	4	0	178	56	5	0	61
29	1,602	135	4	2	1,743	217	6	0	223
	108	72	2	2	184	58	5	0	63
30	1,656	134	3	3	1,796	221	6	0	227
	110	72	2	2	186	52	5	0	57
元	1,725	132	3	4	1,864	231	6	0	237
	107	72	2	2	183	48	5	0	53
2	1,769	132	3	4	1,908	236	6	0	242
	103	70	2	2	177	47	5	0	52

※1 各年度の上段は富山県の許可件数、下段は富山市の許可件数である。

(2) 優良産業廃棄物処理業者の認定制度

廃棄物処理法の改正（平成23年4月1日施行）により、①遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組み、④電子マニフェストの利用及び⑤財務体質の健全性の5つの基準を満たす業者を都道府県や政令市が認定する「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が創設された。

認定された業者は、通常5年の許可の有効期間を7年に延長するとともに、許可証には優良マークが記載され、排出事業者が委託業者を選定する際に参考となる。

令和3年3月31日現在の認定業者は102社（産業廃棄物：収集・運搬業者95社、処分業者8社、特別管理産業廃棄物：収集・運搬業者50社、処分業者3社）で、このうち県内業者は17社である。

3. 産業廃棄物処理施設の設置状況

廃棄物処理法に基づく過去5年間の処理施設数の推移は、表3-7のとおりである。

また、2年度末における産業廃棄物処理施設の設置状況は、表3-8のとおりで、県下全域の処理施設数は427施設となっている。これを種類別にみると、木くず又はがれき類の破碎施設が220施設で(構成比51.5%)で最も多く、次いで汚泥の脱水施設の74施設(同17.3%)、廃プラスチック類の破碎施設の51施設(同11.9%)の順となっている。

表3-7 産業廃棄物処理施設数の推移

年度		28	29	30	元	2
施設数	富山県	272	275	269	263	262
	富山市	203	195	179	190	165

注 上段は富山県の許可施設数、下段は富山市の許可施設数である。

表3-8 産業廃棄物処理施設の設置状況

(3年3月31日現在)

施設区分	処理能力	施設数	施設区分	処理能力	施設数
汚泥の脱水施設	10m ³ /日超える	60	木くず又はがれき類の破碎施設	5 t/日超える	134
		14			86
汚泥の乾燥施設	10m ³ /日超える	4	有害物質等のコンクリート固型化施設	すべて	1
		1			1
汚泥の焼却施設	5m ³ /日超える 200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	5	シアン化合物の分解施設	すべて	0
		5			3
廃油の油水分離施設	10 m ³ /日超える	3	廃PCB等の分解施設	すべて	0
		3			1
廃油の焼却施設	1 m ³ /日超える 200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	1	産業廃棄物の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類以外の施設)	200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	6
		5			6
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50 m ³ /日超える	1	最終処分場	安定型	7
		2			2
廃プラスチック類の破碎施設	5 t/日超える	28		管理型	10
		23			6
廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日超える 火格子面積2m ² 以上	2	合 計		262
		7			165

注 上段は富山県の許可施設数、下段は富山市の許可施設数である。

排出事業者及び処理業者が設置する最終処分場の2年3月31日現在における残存容量は約867万m³であり、元年度の最終処分量から推定すると残余年数は約21.0年である。なお、残余年数の推移は、表3-9のとおりである。

また、2年度末における産業廃棄物最終処分場の立地状況は、図3-5のとおりである。

表3-9 産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移

(単位：年)

年 度	27	28	29	30	元
富山県	19.8	32.0	25.4	22.8	21.0
全 国	16.6	16.7	16.3	17.4	-

- 管理型最終処分場 処理業者設置
- 管理型最終処分場 自社設置
- 安定型最終処分場 処理業者設置
- 安定型最終処分場 自社設置

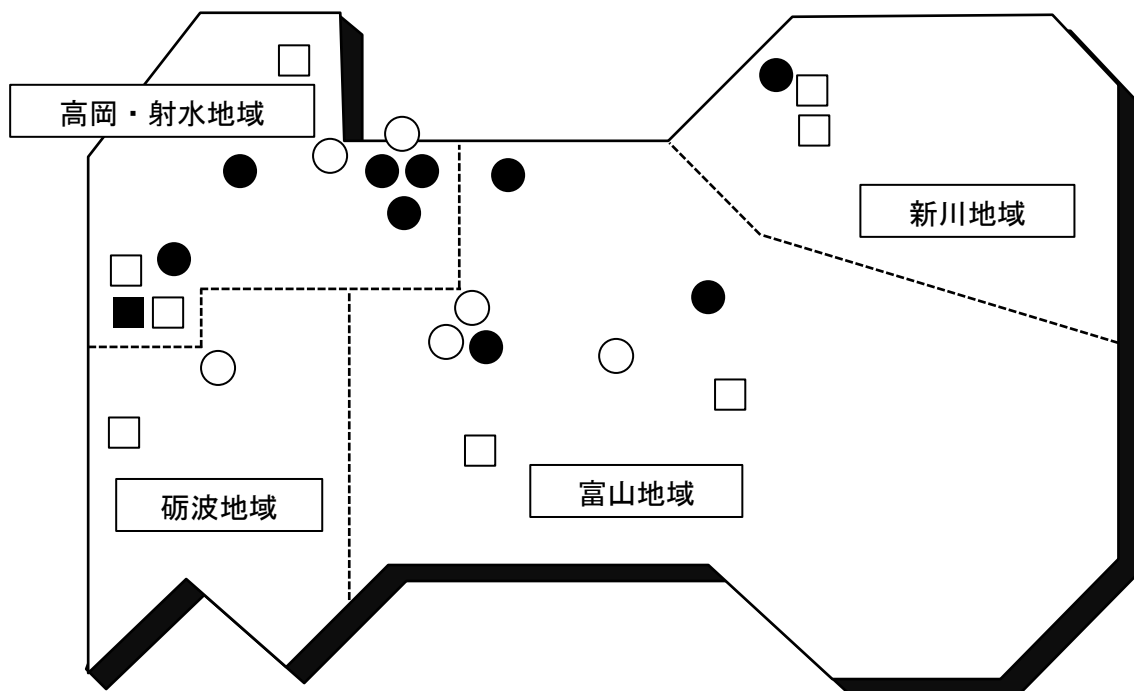


図3-5 産業廃棄物最終処分場の立地状況

4. 産業廃棄物等対策

(1) 監視・指導

産業廃棄物の処理業者及び排出事業者に対して、必要に応じて市町村とも連携して立入調査を行っている。2年度には、延べ63事業所の立入調査を行い、そのうち6事業所に対して改善の指導を行った。監視・指導状況は表3-10、指導件数の推移は表3-11のとおりで、中間処理業者に対する施設の維持管理や保管基準に関する指導が多い。

また2年度は、処理業者等に対する行政処分はなかった。行政処分件数の推移は表3-12のとおりである。

表 3-10 産業廃棄物の監視・指導状況（2年度）

(単位：件)

区 分	産業廃棄物処理業者			排 出 事業者	合 計	
	収集及び運搬	中間処理	最終処分			
立入調査数	57	6	39	12	6	63
指導件数	6	2	4	0	0	6

表 3-11 指導件数の推移

(単位：件)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
排出事業者	7	4	4	1	5	0
処理業者	22	21	20	6	5	6
計	29	25	24	7	10	6

表 3-12 行政処分件数の推移

(単位：件)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
許可の取消	2	0	0	0	3	1
不 許 可	3	0	0	0	3	0
事業停止	0	0	0	0	1	0
措置命令	0	0	0	0	0	0
改善命令	0	0	0	0	0	0

(2) 不法投棄等防止対策

ア. 不法投棄等の現状

2年度に県及び市町村が把握した不法投棄件数（不法投棄量が100kg以上のもの）は55件で、このうち家庭ごみが13件を占めた。なお、大規模な不法投棄は見られなかった。

このうち、県の産業廃棄物不法投棄監視員による延べ138回のパトロールでは、2件の不法投棄等、不適正処理事案を発見した。

このほか、表3-13のとおり、2年中に産業廃棄物の不適正処理事件として富山県警察に検挙された12件については、不法投棄2件、野外焼却9件で、検挙件数の推移は表3-14のとおりである。

表3-13 違反形態別検挙の状況（2年）

違反形態	検挙件数	検挙人員
不法投棄	2	2
野外焼却	9	9
合計	12	13

表3-14 産業廃棄物事犯の検挙件数の推移

年	27	28	29	30	元	2
検挙件数	2	12	7	12	13	12

イ. 不法投棄の監視と適正処理の啓発

廃棄物処理法では、産業廃棄物の適正処理対策として、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面で委託契約を締結するとともに、すべての産業廃棄物にマニフェストを使用することが義務づけられている。こうした仕組みについて、(一社)富山県産業資源循環協会と連携し、各種講習会などを通じて啓発に努めている。

一方、不法投棄については、その未然防止・早期発見が重要であることから、ポスター・パンフレットの配布や講習会の開催など、県民・事業者への意識の啓発を図るとともに、国や県、市町村、関係団体の計21団体で構成する「富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会」を年2回開催し、情報交換を行っている。

また、協議会において重点監視区域を設定し、県の産業廃棄物不法投棄監視員や市町村の職員等が定期的にパトロールを行うとともに、通常業務において不法投棄の監視に協力する「とやま不法投棄監視パートナー」を募集し、登録を実施したほか、市町村による不法投棄廃棄物の撤去や監視カメラの購入に対して財政上の支援を行っている。

さらに、石川県や岐阜県などと連携して、県境周辺での監視パトロールや産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施している。

ウ. 野外焼却の監視等

近隣住民からの煙による苦情や火災につながる事例が発生するなど、県内で問題になっている野外焼却を未然に防止するため、3～4月と9月を重点監視期間に設定し、県、市町村、(一社)富山県産業資源循環協会が連携して野外焼却の監視パトロールを実施し、県民への広報活動を展開している。

2年度には、217回のパトロールを実施し、46件の指導を行うとともに、ホームページや広報紙、回覧板等への野外焼却禁止の記事掲載やちらしの配布などの広報活動を行った。

(3) 有害使用済機器の適正処理の推進

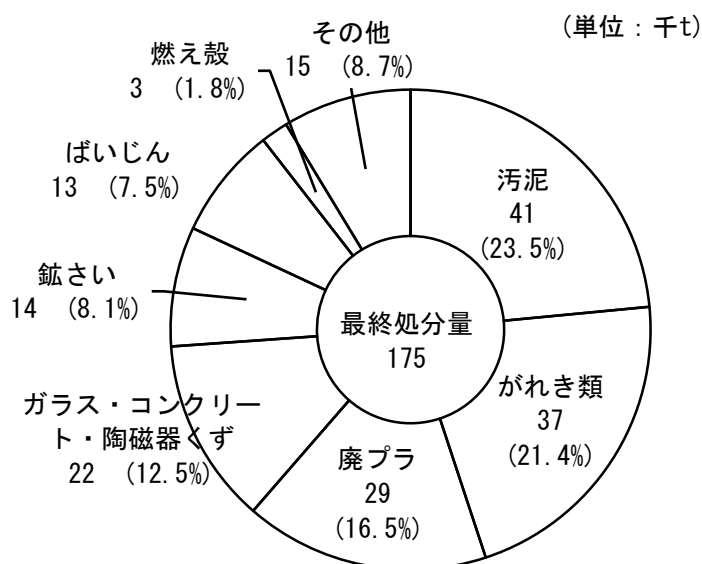
廃棄物処理法の改正により、平成30年度から有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場合、都道府県知事への届出等が義務付けられたことから、関係団体等と連携して周知を図るとともに、必要に応じて有害使用済機器を取り扱う事業者への立入検査等を通じ、適正処理の指導を図っている。

(4) 産業廃棄物の排出抑制・減量化対策

県では、循環型社会づくりの取組みの一環として、「とやま廃棄物プラン」に基づき、産業廃棄物の排出抑制・減量化を推進している。

28年度からは、産学官によるプロジェクトチームを設置し、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずやばいじん、廃プラスチック類など埋立処分される割合が高く、その量が多い産業廃棄物や、市町村のごみ焼却施設の焼却灰などについて、減量化・再生利用に向けた具体的な検討を行っている。

<最終処分量>



<再生利用量>

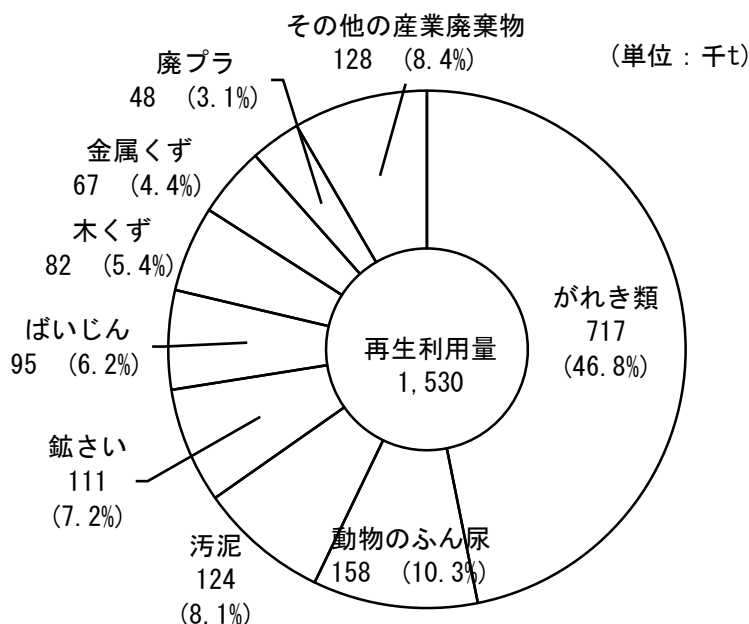


図3-6 種類別の埋立処分量と再生利用量（令和元年度）

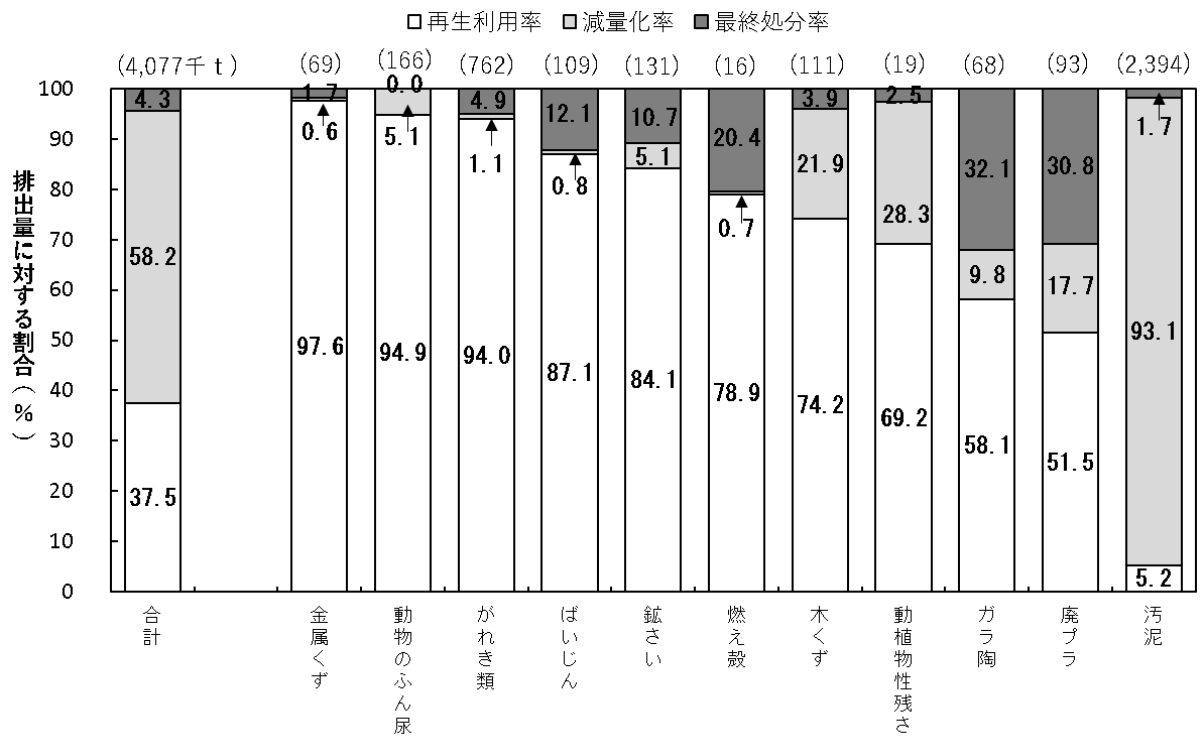


図 3-7 埋立処分量の多い産業廃棄物と産業廃棄物ごとの処分方法（元年度）

IV リサイクル等の状況

1. リサイクル推進事業

(1) リサイクル認定事業

廃棄物を利用したリサイクル製品や廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む店舗・事業所を認定し、その取組みの拡大を通じて循環型社会の構築を図るため、平成 14 年 7 月に「富山県リサイクル認定制度」を創設した。また、令和元年 7 月には資源回収を促進するため、民間事業者等による資源物の回収拠点をエコ・ステーションとして認定する制度を新設した。

この制度では、表 4-1 のとおり 3 つの認定区分を設け、それぞれ事業者から認定申請の公募を行い、学識者、製造者、商工業者、消費者等からなる「富山県リサイクル認定検討会」で書類審査や現地調査等を行い、これまで表 4-2 のとおり認定した。

また、認定制度や認定製品などを紹介するため、パンフレットやホームページ等により普及を図った。

さらに、「公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針」や「グリーン購入調達方針」に基づき、公共工事や物品の購入等を行う場合において、認定リサイクル製品の性能、品質、数量、価格等を考慮して、優先的な調達に努めている。

表 4-1 認定区分

リサイクル製品	県内で製造加工されるリサイクル製品であって、原則として県内で発生する廃棄物を原材料とするもの
エコ事業所	廃棄物の発生抑制、循環利用、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組む事業所
エコ・ステーション	資源物の回収に取り組む拠点（ただし、とやまエコ・ストア制度実施要綱第 2 条に規定する登録を受けた小売店舗が設置したものを除く。）

表 4-2 認定状況

(3 年 3 月 31 日現在)

区分	リサイクル製品	エコ事業所	エコ・ステーション
30 年度	20	5	-
元年度	15	5	66
2 年度	18	7	7
認定数	53	17	73



図 4-1 富山県リサイクル認定シンボルマークとパンフレット等

(2) とやまエコ・ストア制度

買い物の機会を通じ、県民のエコライフの定着・拡大を図るため、平成20年4月から県下全域でレジ袋無料配布廃止の取組みを進めている。この取組みにより、マイバッグの持参が定着するとともに、取組みを開始した20年度から令和2年度末までのレジ袋削減枚数が19億枚を超えるなど大きな成果が得られている。

平成25年度には、県民団体からの更なる環境配慮行動の要請を受け、県民のエコライフの取組みをさらに一歩進めるため、レジ袋無料配布廃止に加えて、資源物の店頭回収や低炭素化の取組みなどに県民の皆さんと協働で取り組む小売店舗を登録する「とやまエコ・ストア制度」を創設し、県民総参加のエコ活動を推進している。

令和2年度は、本県の取組みをモデルとした国による全国一律のレジ袋有料化に合わせ、マイバッグ持参への協力の呼びかけを行う街頭啓発活動を実施した。

また、エコ・ストア制度の普及・拡大を図るため、情報誌等により取組みを紹介した。

現在、登録店は69社1,064店舗・6商店街（3年11月現在）に拡大し、県民との協働による環境に配慮した取組みが実施されている。

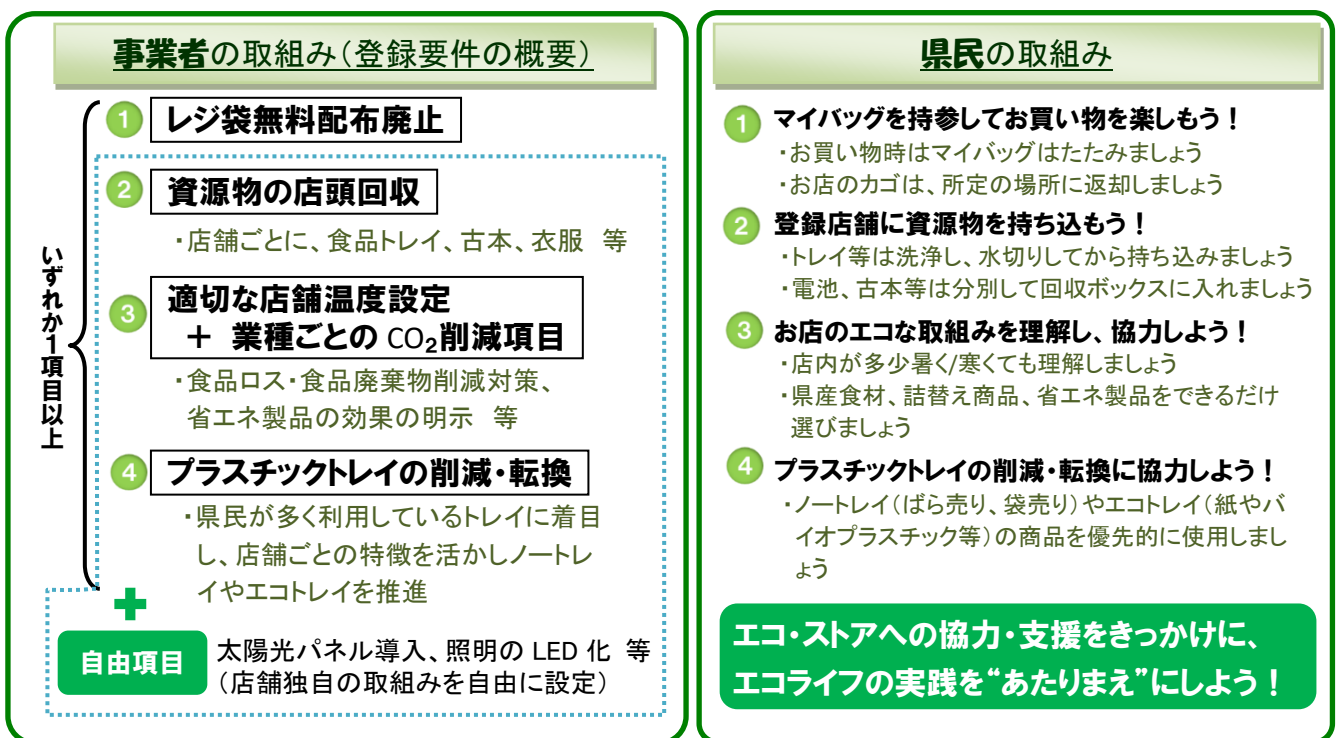


図 4-2 とやまエコ・ストア制度の概要

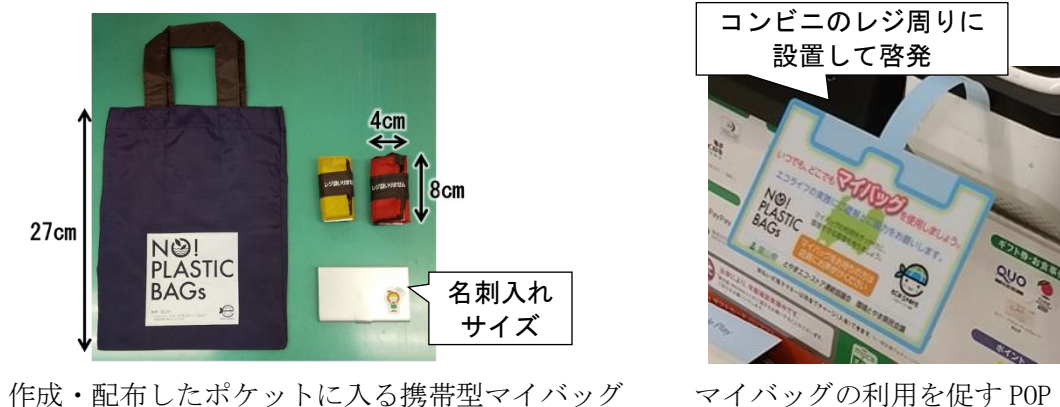


図 4-3 ノーレジ袋実践ウィーク

本県をモデルに 全国一律のレジ袋有料化がスタート!!

富山県では全国に先駆けて平成20年4月から「レジ袋無料配布廃止」を開始しています。本県のこの取り組みをモデルに、国による小売店での全国一律のレジ袋有料化が7月1日から始まることになりました。

富山県では、厚さや素材によって例外を設けないレジ袋無料配布廃止の取り組みにより、食品スーパーではマイバッグで買い物をするのが当たり前になっています。国の有料化義務化を機に、コンビニエンスストアなど新たな業種でもレジ袋無料配布廃止が始まるなど、取り組みが拡大しています。県民の皆さまには、お買い物の際のマイバッグ持参に引き続きご協力をお願いします。

国の相談窓口
 消費者向け 0570-080180
 事業者向け 0570-000930

また、レジ袋無料配布廃止の取り組みをきっかけに一層のエコライフを進めるため、「とやまエコ・ストア制度」のもと資源回収や省エネなどにも県民、事業者、行政が連携して取り組んでおり、新規参加事業者を募集しています。レジ袋削減をきっかけに3Rや低炭素にも取り組んでみませんか。制度概要など、詳しくは… **とやまエコ・ストア** Click!!

現在、72社1,078店舗・6商店街がエコストアとして登録されています。うち57社993店舗でレジ袋の無料配布を廃止しています。

とやまエコ・ストア連絡協議会 **富山県** 問い合わせ 事務局 / 富山県環境政策推進課 富山市新御町5番3号 TEL.076-444-8727

図 4-4 エコ・ストア制度の広報等

表4-3 登録店の2年度の取り組み実績

区分	効果※	備考
ごみ排出削減量	2,134 [t]	・ 県内のごみ総排出量 (420,443 t (H30)) の0.5%分に相当
資源物回収量	3,212 [t]	・ 県内のリサイクル量 (112,312 t (H30)) の2.9%分に相当
最終処分削減量	604 [t]	・ 最終処分量 (38,290 t (H30)) の1.4%分に相当
CO ₂ 削減量	36,850 [t-CO ₂]	・ 県内の約7,000世帯分の年間CO ₂ 排出量に相当
原油削減量	12,459 [kL]	・ 県民1人当たり年間12.1[L]の原油削減量に相当

※レジ袋削減量、資源物回収量、店舗空調の緩和温度等から推計

このほか、3年2月から3月にかけて、チェンジ・トレイ実証モデル事業として、スーパー3社3店舗においてプラスチックトレイに入っている商品とノートレイ（ばら売り・袋売り等）やエコトレイ（紙やバイオマスプラスチック等を使用したトレイ）とを比較販売してその売れ行きや消費者・事業者の感想等を検証した。

この検証結果については、とやまエコ・ストアのポータルサイト (<https://www.pref.toyama.jp/1705/kurashi/kankyoushizen/kankyou/ecostore/index.html>) において公開している。

2. 各種リサイクル法

(1) 容器包装リサイクル法

びんや缶などの容器包装廃棄物については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、平成9年4月1日から市町村による分別収集が行われ、容器包装の製造・利用事業者が一定の費用負担を行うことによりリサイクルされている。

県では、令和元年8月に、容器包装リサイクル法に基づく「第9期富山県分別収集促進計画」を策定し、市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量や分別収集の促進のための施策を示すとともに、市町村等においても「容器包装廃棄物分別収集計画」を策定している。当該計画に基づき、県内では全域(10市町、1一部事務組合)で、ガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、スチール缶、アルミ缶、紙パック及び段ボールの分別収集が実施されている。

県内の分別収集量の推移は表4-4のとおりであり、2年度においては約2万1千トンの容器包装廃棄物が収集されている。

表4-4 容器包装リサイクル法に基づく分別収集量の推移

(単位：t)

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
無色ガラス	1,958.6	2,038.4	2,170.0	2,108.2	2,028.2	1,944.3	1,804.7	1,834.8
茶色ガラス	2,388.1	2,385.3	2,414.8	2,303.0	2,148.2	2,095.5	1,943.9	1,846.4
その他ガラス	879.0	910.2	902.8	932.6	887.7	876.9	911.7	945.3
ペットボトル	1,560.9	1,493.6	1,477.9	1,442.4	1,354.1	1,418.4	1,351.3	1,426.6
その他紙製 容器包装	2,017.1	2,051.6	2,056.1	1,964.7	1,896.3	1,851.6	2,203.3	2,066.4
その他プラスチック 製容器包装	5,252.7	5,086.9	5,136.3	5,067.1	5,153.9	5,235.1	5,248.5	5,486.5
スチール缶	760.5	696.6	508.5	447.8	423.2	383.1	340.8	323.8
アルミ缶	1118.2	1,120.9	1,106.7	1,106.8	1,072.8	993.6	900.5	882.1
紙パック	122.6	131.5	126.2	127.2	113.4	111.6	106.5	109.9
段ボール	6,493.3	6,629.2	6,341.8	6,727.9	6,378.5	6,234.4	6,082.2	5,909.5
合計	22,551.0	22,544.2	22,241.0	22,268.2	21,456.3	21,144.5	20,893.3	20,831.4

注 その他プラスチック製容器包装は、白色トレイを含めた量である。

(2)家電リサイクル法

平成13年4月1日に「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が施行され、従来、粗大ごみ等として扱われていたエアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式(液晶・プラズマ式は21年4月に追加))、冷蔵庫・冷凍庫(電気冷凍庫は16年4月に追加)、洗濯機・衣類乾燥機(衣類乾燥機は21年4月に追加)の4品目については、消費者が費用を負担し、販売店等を通じてメーカーに引き渡されリサイクルされている。また、16年4月には冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンの回収・破壊等が義務付けられた。

概ね、県内においては、販売店等から県内4箇所の指定引取場所を通じてメーカーに引き渡されている。

廃家電品の引取状況は表4-5のとおりで、近年は増加傾向である。

また、市町村の調査による廃家電品の不法投棄状況は表4-6のとおりであり、市町村が回収する等の措置を行った。

表4-5 家電リサイクル法に基づく廃家電品の引取り台数

(単位：台)

品 目	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機	合 計
25年度	21,765	29,893	31,233	27,897	110,788
26年度	19,788	31,969	26,033	25,477	103,267
27年度	19,707	32,902	26,009	25,451	104,069
28年度	21,445	26,037	26,294	27,828	101,604
29年度	24,132	24,885	25,684	29,420	104,121
30年度	31,809	30,331	29,829	32,967	124,936
元年度	33,398	33,338	32,023	36,373	135,132
2年度	33,652	36,735	30,233	36,198	136,818

表4-6 廃家電品の不法投棄状況

(単位：台)

品 目	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機	合 計
25年度	9	297	65	26	397
26年度	14	214	48	29	305
27年度	5	231	61	33	330
28年度	10	152	46	21	229
29年度	6	118	60	26	210
30年度	11	160	83	24	278
元年度	13	129	37	22	201

(3) 小型家電リサイクル法

家電リサイクル法の対象とならない使用済小型家電等（電子レンジ、掃除機、AV機器などの小型家電・電気電子機器）は、各市町村で、不燃物として回収・処理されてきた。しかし、これらには、鉄やアルミニウムのほか、金やレアメタルなどの希少金属が含まれており、使用済みとなった小型家電等をリサイクルすることによって、資源として有効に活用することができるとともに、ごみの減量化や天然資源の消費の抑制等も図ることができる。

そこで県では、22年10月から全国に先駆けて、市町村と連携しながら使用済小型家電等を資源物として拠点回収し、民間のリサイクル業者を活用してリサイクルを行う仕組みとして、市町村に使用済小型家電等の常設回収ステーションの設置に係る費用（建屋、分別器具、表示類など）について補助を行ってきた。

本県の取組みが評価され、25年4月からは使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行され、富山県など一部の自治体で行われていた取組みが、全国的な取組みとして拡大されることとなった。

県内では、図4-5のとおり各市町で回収が行われ、表4-7のとおり回収量は増加傾向にある。

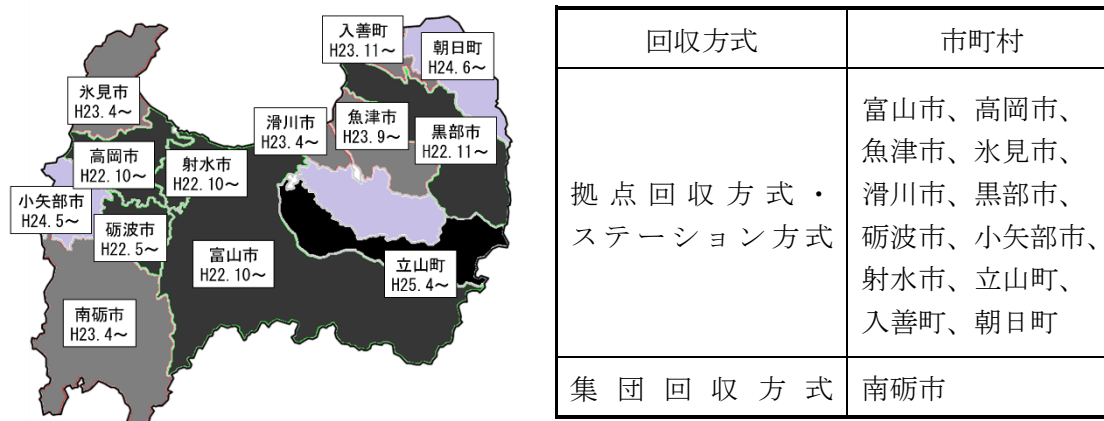


図4-5 使用済小型家電等のリサイクルの実施状況(開始時期、回収方式)

表4-7 使用済小型家電等の回収量

年度	25	26	27	28	29	30	元	2
実施市町村数	15	15	15	15	15	15	14	13
回収量(トン)	444	566	622	616	737	756	791	833
年間1人当たりの回収量(kg)	0.41	0.52	0.58	0.57	0.69	0.71	0.75	0.81

また、30年12月からは、県内全ての家電量販店の店頭において、使用済小型家電等の回収が行われている。

(4)建設リサイクル法

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進することを目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が14年5月30日から完全施行されている。適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示などが義務付けられている。（特定建設資材：コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目）

県では、建設リサイクル法に基づき、14年3月に「建設リサイクル法の実施に関する富山県の指針」を作成し、同年4月に公表している。

なお、建設リサイクル法関連事務に関する県の事務分担は、解体業者の登録及び分別解体等に関する事務は土木部（管理課、建設技術企画課及び建築住宅課（実際の届出窓口は土木センター））、再資源化等に関する事務は生活環境文化部（環境政策課）が担当している。

県内における対象建設工事に係る届出件数、立入検査件数の推移は表4-8、表4-9のとおりで、令和2年度は2,130件の届出があり、5件の再資源化施設及び3件の解体工事現場の立入検査を実施した。

表 4-8 対象建設工事に係る届出件数

年度	25	26	27	28	29	30	元	2
件数	2,745	2,248	2,203	2,593	2,521	2,744	2,513	2,130

表 4-9 立入検査（再資源化施設及び解体工事現場）実施状況

年度	25	26	27	28	29	30	元	2
件数	15	16	16	16	16	15	14	8



図 4-6 立入検査の状況

(5) 食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)が平成13年5月1日に施行され、食品関連事業者(製造、流通、外食、旅館、結婚式場等)は食品廃棄物の発生抑制と再生利用の推進に努めることとなっている。

食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、令和元年7月に新たに策定された基本方針において、食品関連事業者の目標として令和6年度までの再生利用等実施率が、食品製造業95%、食品卸売業75%、食品小売業60%、外食産業50%とされた。

国が定めた目標の達成を目指して、食品関連事業者は国が示す判断基準に基づく取組みを進めることとされており、国は必要に応じて助言、指導を行うとともに、食品廃棄物の発生量が年間100トン以上の事業者(食品廃棄物等多量排出事業者)に対しては、毎年度、食品廃棄物等の発生量、再生利用等の取組状況等について、主務大臣に報告することを義務づけるとともに、その取組みが不十分な場合に勧告、命令を行うこととしている。

(6) 自動車リサイクル法

使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきたが、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっていた。

また、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低迷により、有価で流通してきた従来のリサイクルシステムは機能不全に陥るおそれがあり、不法投棄・不適正処理の懸念も生じていた。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)が平成17年1月1日から本格施行された。

令和2年度末における県内の登録・許可事業者数は表4-10のとおりである。

表4-10 自動車リサイクル法の登録・許可事業者数

(3年3月31日現在)

区分	引取業	フロン類回収業	解体業	破砕業
登録・許可事業者数	352	91	31	10
	190	48	15	3

(注) 上段は富山県の登録・許可事業者数、下段は富山市の登録・許可事業者数である。

(7) パソコンのリサイクル

「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)において、製造等事業者が自主回収及び再資源化の取組みを促進すべき商品(指定再資源化商品)として、平成13年4月から事業者が排出するパソコンについて、15年10月から家庭が排出するパソコンについて、製造等事業者によりリサイクルされている。また、小型家電リサイクル法に基づき、一部の家電量販店や市町村等でもパソコンの回収を行っている。

3. 富山市エコタウン事業

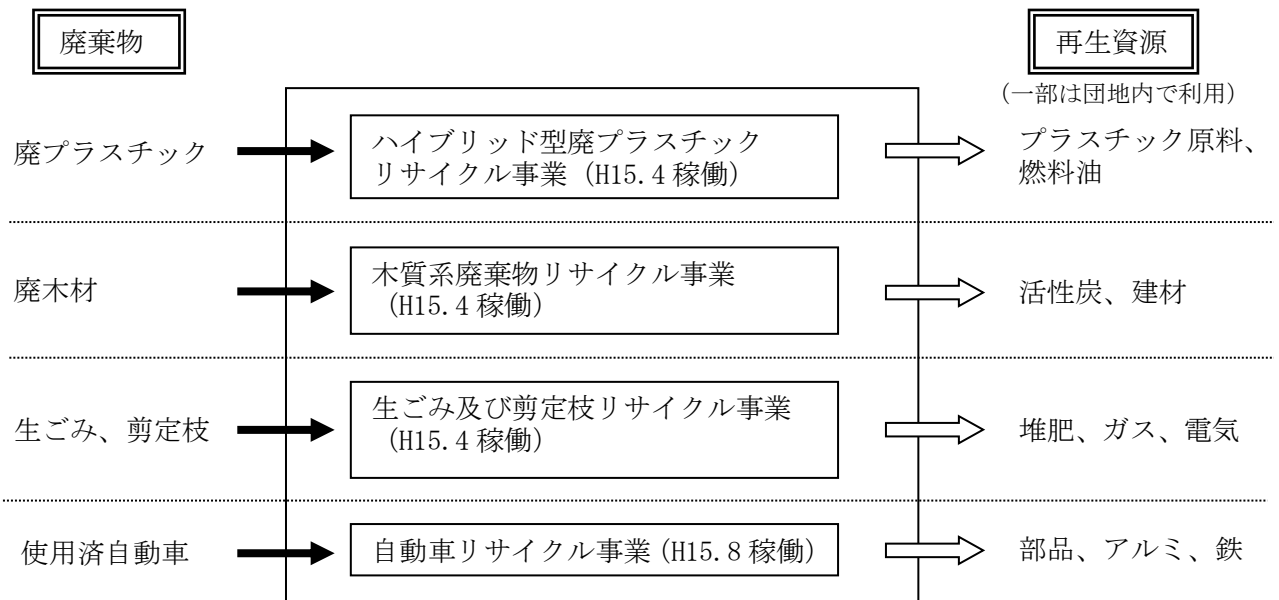
環境調和型のまちづくりを目的とした富山市エコタウン事業については、県と富山市が共同でエコタウンプランを作成し、14年5月17日に国の承認を受けた。これは全国で16番目、北陸では初となるものである。

その後、国等の支援を受け、各事業者において施設整備が進められ、現在までに第1期の4事業のほか、第2期の難処理繊維及び混合廃プラスチックリサイクル施設、廃食用油リサイクル施設、廃棄物エネルギーセンターが稼働している。

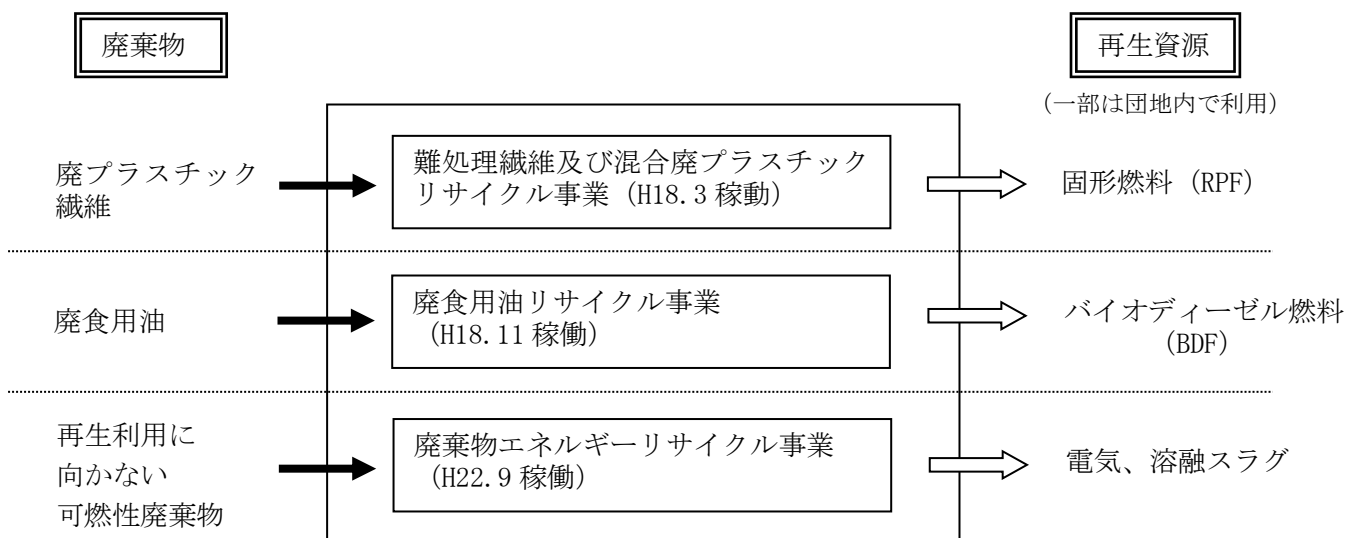
県では、循環型社会の形成に向けた拠点の一つとして、適切な運営に向けて必要な協力を行っていくこととしている。

富山市エコタウン事業の概要は次のとおりである。

(1) 第1期事業



(2) 第2期事業



4. 市町村のごみ減量化、再生利用推進事業

(1) 環境教育、啓発活動

市町村におけるごみ減量化、再生利用への主な取組みとして、富山市では副読本（小学生むけ）やパンフレットを作成しているほか、表 4-11 のとおり、リサイクル生活展等のイベントや不用品交換会等を開催している。

表 4-11 イベントや不用品交換会等の開催状況（令和 2 年度）

市町村	名 称
富山市	3R 推進スクール、出前講座
高岡市	フードドライブ、出前講座、早朝パトロール
滑川市	滑川市環境フェア 2020、出前講座
黒部市	アクアパークフェスティバル等でのパネル展示、出前講座
南砺市	出前講座
射水市	環境とくらしフェア、出前講座、親子リサイクル体験教室
入善町	にゅうぜん商工フェア～まつりんぴっく 2020～
朝日町	出前講座

(2) 住民等への助成制度

集団回収に対する報奨金制度は表 4-12 のとおり 14 市町で導入している。

また、住民に対する生ごみリサイクルの補助制度について、表 4-13 のとおりであり、生ごみ堆肥化容器は 8 市町村で、電気生ごみ処理機は 10 市町村で補助が実施されている。

表 4-12 集団回収に対する報償金制度の実施状況

（3 年 4 月 1 日現在）

	紙	布	金属	びん	紙パック
実 施 市町村数	14	7	8	2	9

表 4-13 住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況

（3 年 4 月 1 日現在）

	生ごみ堆肥化容器	電気生ごみ処理機
実施市町村数	8	10
限度額(円)	3,000～20,000	10,000～50,000
補助率	1/3～1/2	1/3～1/2

(3) 資源ごみ回収常設ステーションの設置

市町村における資源ごみ回収常設ステーションは、表 4-14 のとおり 13 市町で、計 41 施設が設置されている。

なお、県では、平成 20、21 年度に、市町村による資源ごみ回収常設ステーションの設置に対し助成を行った。

表 4-14 市町村における資源ごみ回収常設ステーションの設置状況
(令和 3 年 4 月 1 日現在)

設 置 市 町 村	施 設 設 置 数
富 山 市	8
高 岡 市	1
魚 津 市	6
滑 川 市	5
黒 部 市	3
小 矢 部 市	1
南 砺 市	1
射 水 市	2
舟 橋 村	1
上 市 町	1
立 山 町	3
入 善 町	6
朝 日 町	3
計	41 施設

V 県土美化の推進

1. 県土美化推進事業の概要

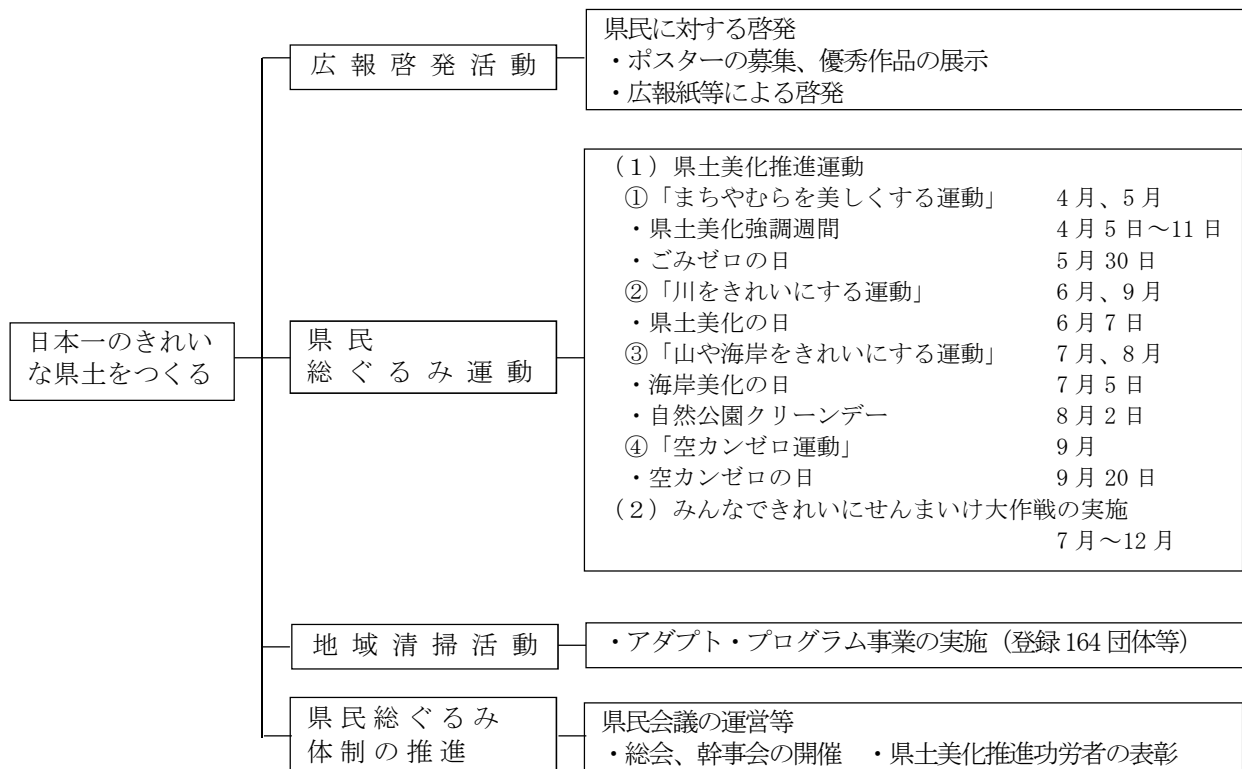
(1) 県土美化推進運動

生活水準の向上や余暇の増大等に伴って、県民の環境に対する要望も多様化しており、清らかな水辺や豊かな緑、美しい町並みや歴史的雰囲気落ち着いたたたずまいなど、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらす快適な環境を創造していくことが求められている。

このため、県では公害の防止や自然環境の保全に加えて、ごみのない美しい県土をめざした県土美化運動の推進、「とやまの名水」の選定、花と緑の美しいふるさとづくりの計画策定など、快適な環境づくりをめざした施策を推進している。

県土美化推進運動は、自治会をはじめ、女性・青年団体などの85団体で構成される県土美化推進県民会議を中心に、「日本一のきれいな県土」の実現をめざして、県民総ぐるみの運動として展開されている。

この運動は、図5-1のとおり「まちやむらを美しくする運動」などの美化運動を通じて、ポスターの掲示などの広報啓発活動を行うとともに、公園、道路、河川、海岸等の清掃美化活動を行うなど各種の事業を実施している。



【推進標語】 「すすめよう ごみのない美しいまちづくり」

図5-1 県土美化推進運動の概要（2年度）

(2)アダプト・プログラム実施状況

平成 13 年度に海岸や公園等において、地域住民等が主体となった継続的な活動が期待できる「アダプト・プログラム制度」※を導入し、15 年度からはその制度を拡充させ、行政と地域住民等との協働体制づくりを推進支援している。

※アダプト・プログラム

アダプト (adopt) とは、英語で養子縁組するという意味で、市民が公共スペースを里親のように愛情を持って面倒を見る (清掃・美化活動を行う) ことから命名されたもの。

市民と自治体がお互いの役割分担について協議・合意し、継続的に美化活動を進めることをアダプト・プログラムという。

表 5-1 アダプト・プログラム制度の登録団体数

市町村名	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
高岡市	51	53	52	49	46
魚津市	7	7	7	6	6
滑川市	7	7	7	7	7
黒部市	3	3	3	3	3
小矢部市	6	7	7	7	7
南砺市	58	64	57	51	37
射水市	60	60	60	57	58
合計	192 団体等	201 団体等	193 団体等	180 団体等	164 団体等

(3) みんなできれいにせんまいけ大作戦等

海岸漂着物のほとんどは川の流れを通じて海に流出し、海岸に漂着したものであり、美しい海岸を守っていくためには、海岸を有する地域だけでなく、上流から下流に渡る広範な地域での活動が必要である。

そこで、上流・下流の地域の住民が一体となって取り組む県土美化活動「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を、県内全市町村で表 5-2 のとおり実施している。令和 2 年度は 15 市町村で約 13,200 人の参加があった。

このほか、表 5-3 のとおり県内各地で、地域住民、企業、各種団体等が連携して、清掃美化活動が進められている。

表 5-2 みんなできれいにせんまいけ大作戦の活動概要

年度	事業名	参加者（人）
2 年度	みんなできれいに せんまいけ大作戦 (7 月 1 日～12 月 31 日)	約 13,200
元年度	みんなできれいに せんまいけ大作戦 (6 月 1 日～9 月 30 日)	約 34,000
30 年度		約 31,000
29 年度		約 31,000
28 年度		約 27,000
27 年度		約 37,000
26 年度		約 40,000
25 年度		約 41,000
24 年度		約 42,900
23 年度		約 45,000
22 年度		約 43,000
21 年度		とやま ふる里 海岸 クリーンアップ キャンペーン
20 年度	約 36,600	
19 年度	約 36,000	

表 5-3 市町村が実施した県土美化推進運動の活動概要（2年度）

市町村	活動名	実施時期	主な地域・場所	参加者数(人)	小計
富山市	街角クリーン活動	4月～11月の最終開庁日	市役所本庁舎、行政サービスセンター周辺	937	937
	川をきれいにする日	6月7日	松川、いたち川、白岩川、下条川、井田川	中止	
	海岸をきれいにする日	7月5日	富山市沿岸一帯(打出～水橋～朝日町)	中止	
	ふるさと富山美化大作戦	8月23日	市内全域	中止	
	呉羽丘陵等をきれいにする日	10月10日	呉羽山、城山周辺	中止	
高岡市	ごみゼロの日	5月30日前後	市内全域	1,000	35,500
	二上山特別清掃日	6月7日	二上山城山園地及び万葉ライン	中止	
	千保川特別清掃日	6月14日	千保川周辺	中止	
	海岸特別清掃日	7月5日	雨晴海岸・松太枝浜・国分浜一帯	中止	
	福岡駅前・土屋親水公園清掃美化運動	7月26日	福岡駅周辺及び土屋親水公園	中止	
	小矢部川国東橋周辺清掃キャンペーン	8月1日	国東橋運動公園周辺	中止	
	空き缶ゼロの日(新高岡駅周辺特別清掃)	9月27日	市内全域及び新高岡駅周辺市道の一部	500	
	市環境美化協定団体、美市連構成団体等による美化活動	4月～翌年3月	市内美化重点地区、公共・行政施設周辺	34,000	
魚津市	魚津神社祭礼後ボランティア清掃	6月7日	大町・村木地区市街地	中止	360
	海岸清掃	6月頃	ミラージュランド周辺海岸	中止	
	鴨川一斉清掃	9月20日	鴨川流域、河川敷	360	
氷見市	2019氷見クリーン大作戦	6月7日	松田江浜	中止	—
	氷見市一斉清掃の日	7月5日	市内全域	中止	
滑川市	環境美化のための清掃ボランティア活動	5月27日・10月1日	市内事業所周辺及び公園、海岸等	4,000	4,610
	荒俣壮年会・青年会	5月31日	荒俣海岸	30	
	ソーシャルディスタンス海岸清掃 in 滑川 (ばいこゃこさんプロジェクト)	7月18日・9月19日 11月14日	滑川漁港堤防から滑川海浜公園の間	180	
	東部小学校クリーン作戦(東部小学校)	7月19日	高塚海浜公園、早月川河口付近	250	
	笠木町内会	7月26日	笠木海岸	100	
	ビーチクリーンアップ活動(滑川高校)	9月23日	高月海岸周辺	50	
黒部市	生地海岸・河川清掃(生地環境衛生委員会)	7月12日、10月11日	生地海岸・生地地区河川	800	2,000
	石田浜海岸・河川清掃(石田環境衛生協議会)	4月5日、6月28日	石田浜・黒瀬川	1,100	
	荒俣海岸・河川清掃(村椿環境衛生組合)	7月5日	荒俣海岸	100	
砺波市	第16回砺波市民ごみゼロ運動	4月5日	旧砺波市17地区及び種田地区	27,000	30,050
		5月31日	種田地区以外の旧庄川町地区	3,000	
	庄川河川敷清掃活動	4月15日	庄川河川敷	50	
小矢部市	春の一斉清掃	4月5日、翌年3月28日	市内全域	400	505
	津沢小矢部川掃除美化活動	9月20日	小矢部大堰・津沢大橋周辺	105	
南砺市	春の清掃活動	4月1日～5月29日	市内一円	206	3,635
	チャレンジ!ごみゼロウォーキング	5月31日	市内一円	159	
	山や川をきれいにする運動	6月1日～6月30日	市内一円	100	
	なんとの里山をきれいにする運動	7月1日～8月31日	市内一円	1,503	
	まちやむらをきれいにする運動	9月1日～10月31日	市内一円	1,252	
秋の清掃活動	11月1日～11月30日	市内一円	415		
射水市	みんなできれいにせんまいけ大作戦	7月5日	海岸(足洗・海老江・六渡寺)	1,344	4,844
	小杉地区クリーン作戦	7月26日	小杉地区	1,000	
	射水市一斉クリーン大作戦	10月18日	市内全域	2,500	
舟橋村	クリーンデー	8月2日	村内全域	300	300
上市町	空き缶ゼロ運動	4月～11月	町内全域	2,428	2,428
立山町	みんなできれいにせんまいけ作戦 (立山町環境保健衛生協会利田支部)	8月23日	常願寺川公園及び河川敷	60	76
	環境巡視パトロール	5月	新川地区	8	
	環境巡視パトロール	11月	役場周辺	8	
入善町	クリーン入善7125大作戦(町民対象)	7月1日～7月31日	町内全域	5,800	7,000
	クリーン入善7125大作戦(事業所対象)		事業所周辺	600	
	第2弾クリーン入善7125大作戦(事業所対象)	10月1日～10月31日	事業所周辺	600	
朝日町	町民総ぐるみ清掃月間	7月12日	町内全域	2,470	2,470
合計(15市町村)				94,715人	

(4) 海岸漂着物対策の推進

ア. 海岸漂着物対策

海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法や「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、沿岸市町等と連携しながら漂着物の回収・処理などに取り組んでいる。

しかし、一部の海岸では依然として多くの漂着物が押し寄せており、本県ではこうした漂着物の大半が内陸部より河川を通じて流出・漂着したものと考えられている。

このことから、県では、河口域に位置する海岸の漂着物の状況や、河川敷や浅瀬におけるごみの散乱・滞留状況、川を流れるごみの調査を実施するとともに、これらの結果や発生抑制に関する内容を掲載した啓発リーフレットや小学生向け学習用副読本、「ごみマップ」を作成し、広く配布している。

また、小矢部川流域をモデルとして、富山県海岸漂着物対策推進協議会小矢部川流域部会（流域の経済団体、農業・漁業団体、消費者・女性団体、行政機関で構成）を設置し、海岸漂着物の状況について共通認識を図るとともに、地域に応じた具体的な発生抑制対策の検討を行い、アクションプラン（小矢部川流域における上流下流が連携した海岸漂着物の発生抑制対策について）として取りまとめ（平成26年度）、取組みを継続している。

「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」（23年3月策定、28年3月改定）については、近年、海洋プラスチックごみに関して世界的な問題意識が高まっていること、国において海岸漂着物処理推進法の改正（30年6月）やプラスチック資源循環戦略の策定（令和元年5月）等の大きな動きがあったことを踏まえ、海岸漂着物や漂流ごみ等の円滑な回収・処理の推進、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみ対策、海洋ごみ問題に関する正しい理解促進など一層推進するため、3年3月に改定しました。



小矢部川河口域の海岸の状況
(射水市六渡寺海岸)



オイルフェンスによる
川を流れるごみの調査
(小矢部川支流河川)



「小矢部川流域のごみマップ」
(平成26年3月発行)



「用水や川に刈草を流さないで」
(26年5月発行)



「いつまでもきれいな海を守るために」
(29年9月発行)

図5-2 富山県の海岸漂着物対策

イ. ごみ拾いSNSアプリ「ピリカ」の活用による清掃活動の促進

ごみ拾いの様子を誰でも気軽に世界中に発信できるごみ拾いSNSアプリ「ピリカ」を活用し、投稿を呼びかけることにより、自主的な清掃活動の促進を図っている。

令和2年度は、県内各地で行われたイベントや出前県庁等で「ピリカ」の利用を呼びかけるとともにみんなできれいにせんまいけ大作戦2020に併せた「ピリカ」とのコラボレーション企画「富山県×ピリカ プレゼントキャンペーン」を実施した。また、「ピリカ」により投稿された県内の清掃活動を見える化したWEBサイト「みんなできれいにせんまいけ！とやま」の周知を図り、参加者数増加や清掃活動の活性化・ネットワーク化を図った。



ごみ拾いSNSアプリ「ピリカ」



WEBサイト「みんなできれいにせんまいけ！とやま」

図5-3 ごみ拾いSNSアプリ「ピリカ」を活用した県内の清掃活動の見える化

ウ. スポーツごみ拾い（スポ GOMI）デモ大会の開催

幅広い県民に海岸等の清掃活動に参加してもらえるよう、清掃活動にスポーツを掛け合わせ、チーム競技としての楽しさを加えた「スポ GOMI」の普及を図っている。

2年度は、有志の参加によりデモ大会を開催し、PR 動画を作成した。



図5-4 スポ GOMI のPR 動画

「スポ GOMI」の普及



「スポーツごみ拾い（スポ GOMI）」とは、普段の清掃活動に「競技」の要素を取り入れた日本発祥の「エコなスポーツ」として、（一社）ソーシャルスポーツイニシアチブが考案したものです。ルールは非常にわかりやすく、チームごとに一定の時間内に決められたエリアでごみを拾い、ごみの種類と量によって点数を競い合う、子どもから大人まで一緒に楽しむことができるものです。

これまでの清掃活動に加え、新しい清掃活動のスタイルとして「スポ GOMI」を普及し、幅広い県民の方に参加していただくため、県では3年度に（一社）ソーシャルスポーツイニシアチブの協力のもと、スポ GOMI 大会を開催する団体を支援しました。

スポ GOMI 大会

大会名	主催	競技エリア	総回収重量
スポ GOMI in 滑川 ばいにゃこ村	ばいにゃこ村	ほたるいか ミュージアム周辺	51.72 kg
スポ GOMI in とやま 富山銀行	富山銀行	富山銀行本店周辺	43.52 kg
スポ GOMI in 岩瀬浜 富山北部高校	富山北部高等学校 くすり・バイオ科2年生	岩瀬浜海水浴場	50.73 kg

3回のスポ GOMI 大会の開催で、のべ 147 名が参加し、燃えるごみやペットボトルなど約 146kg のごみを回収しました。



スポ GOMI in 滑川



スポ GOMI in とやま



スポ GOMI in 岩瀬浜